久留米市第6期高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

素案(資料編)

平成27年1月 久留米市 健康福祉部 長寿支援課·介護保険課

目 次

第1部 総論関連

第丨草	計画策定の趣	≣	• •		•		•	 •	•	•	•	•	•	•	•	٠٢.	ı
1. 高 2. が 3. 高	高齢者を取り 高齢化の状況と ト護保険事業の 高齢者実態調査等 55期計画の課題	将来推計 犬況 等の結果概					•	 -				٠				• P.	2
第2部 高	高齢者福祉施策	及び介護係	除事	業の	展	開関	連										
第1章	健康づくりとな	介護予防 <i>の</i>	推進													· P.2	29
第2章	高齢者の積極的	的な社会参	∮加				-	 •								· P.3	32
第3章	高齢者の在宅	生活を支え	る仕組	組み	づく	()										· P.3	36
第4章	地域連携によん	る高齢者支	援					 •								• P.4	40
第5章	認知症施策の	推進 ・・														· P.4	43
第6章	高齢者の権利	雍護					-									· P.4	46
第7章	生活環境の整備	備														· P.4	48
第8章	介護保険事業の	の円滑な実	淫施				-	 •								· P.	51
第9章	介護サービスの	の見込量と	:保険#	料												· P.	56

久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、【本編】と【資料編】で構成されています。

この【資料編】は【本編】を補完する各種資料を掲載しております。

■第1部 総論関連

第1章 計画策定の趣旨

この計画は、次の法律などに基づき策定しています。

〇老人福祉法

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~10 (略)

〇介護保険法

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護 保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2~5 (略)

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町 村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7~10 (略)

○久留米市高齢者憲章(平成8年11月)

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいや自信を 持ち、健やかに暮らせる地域社会を築くことは、すべての人の願いです。

わたしたち久留米市民は、高齢者が家庭や社会において大切にされ、ともに幸せに暮らすことができる、いきいきと明るい長寿社会を願い、市民と行政が一体となって、豊かでうるおいのある福祉のまちづくりを進めるために、この憲章を制定します。

(健康と自立への努力)

1 自ら心身の健康づくりに努め、経済的・社会的・生活的な自立をめざします。 (生涯学習と社会参加の促進)

2 高齢者が生涯を通じて学習でき、社会の一員として生きがいをもって活躍できるまちをつくります。

(保健・医療・福祉の充実)

3 豊かな医療環境を活かし、保健・福祉を充実して、高齢者が安心して健やか に暮らせるまちをつくります。

(生活環境の整備)

4 水と緑に囲まれた自然環境との共生をはかり、高齢者が安全で快適に暮らせるまちをつくります。

(安らぎのある家庭と地域の連帯)

5 家庭の安らぎや地域の温かいふれあいに満ちた、高齢者にやさしいまちをつくります。

第2章 高齢者を取り巻く社会情勢

1. 高齢化の状況と将来推計

(1) 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

□□ 総人口 □□□高齢者人口 推計値 (人) —— 高齢化率 350.000 40.0% 305,470 305,933 306,240 306,089 305,938 305,787 304,767 300,871 35.0% 300,000 30.0% 250,000 25.0% 27.5% 26.7% 25.6% 200,000 25.1% 24.6% 24.1% 23.2% 22.4% 20.0% 150,000 15.0% 82,747 100,000 81,444 76,751 78,198 73,857 75,304 71,077 10.0% 68,528 50,000 5.0% 0.0% 0 平成24年平成25年平成26年平成27年平成28年平成29年平成32年平成37年

図1 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

資料)住民基本台帳(各年10月1日現在)、推計値はコーホート要因法による。

注意)本推計は平成 26 年 10 月 1 日現在までの住民基本台帳のデータに基づくものであるため、時点やその他の要因により本市他計画等における各種推計値及び目標値とは異なる場合がある。

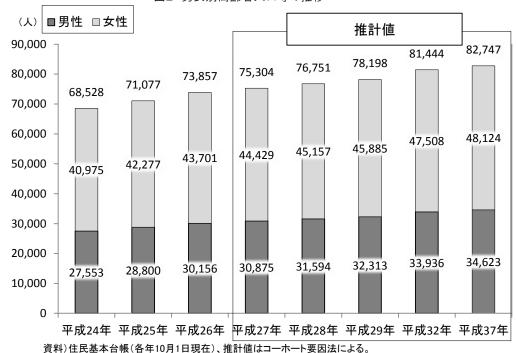
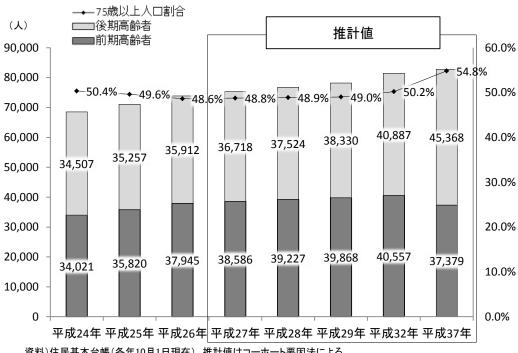


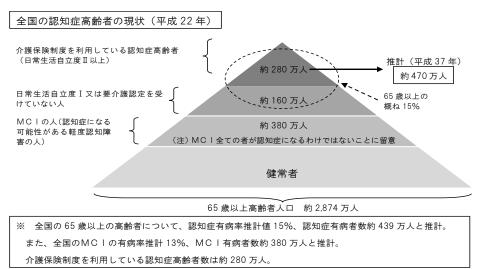
図2 男女別高齢者人口等の推移

図3 前期・後期高齢者人口等の推移

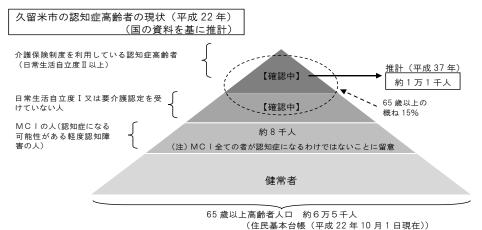


資料)住民基本台帳(各年10月1日現在)、推計値はコーホート要因法による。

図4 認知症高齢者の現状



資料) 社会保障審議会介護保険部会(第47回)資料(厚生労働省作成)



(2) 高齢者世帯の状況

図5 世帯の状況

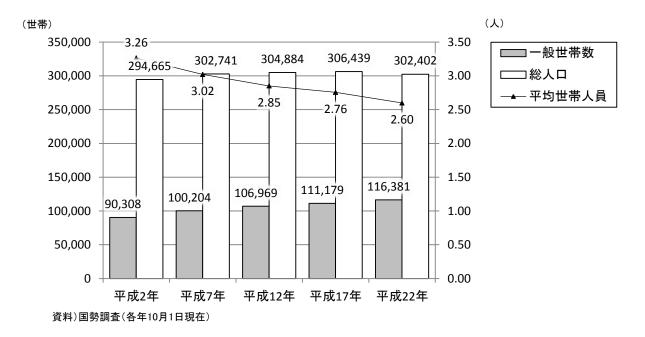
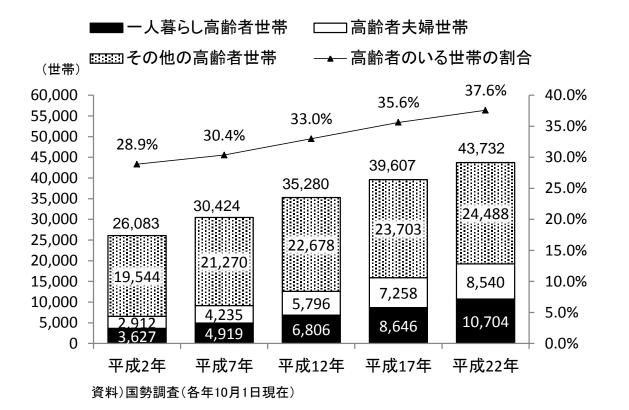


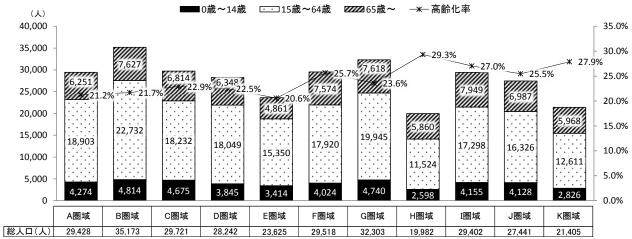
図6 高齢者のいる世帯、一人暮らし高齢者世帯等の推移



※高齢者夫婦世帯とは、夫と妻がともに65歳以上の世帯を指す

(3) 日常生活圏域別高齢者人口等の状況

図7 圏域別人口:高齢化率



資料)住民基本台帳(平成26年10月1日現在)

図8 圏域別人口の推移

₩1++ <i>F</i> 7	ΕΛ		実績値	
圏域名	区分	平成24年	平成25年	平成26年
	総人口	28,870	29,116	29,428
A圏域	高齢者人口	5,753	6,015	6,251
	高齢化率	19.9%	20.7%	21.2%
	総人口	34,769	35,021	35,173
B圏域	高齢者人口	7,025	7,334	7,627
	高齢化率	20.2%	20.9%	21.7%
	総人口	29,778	29,816	29,721
C圏域	高齢者人口	6,383	6,585	6,814
	高齢化率	21.4%	22.1%	22.9%
	総人口	27,811	28,212	28,242
D圏域	高齢者人口	5,884	6,120	6,348
	高齢化率	21.2%	21.7%	22.5%
	総人口	23,280	23,284	23,625
E圏域	高齢者人口	4,446	4,594	4,861
	高齢化率	19.1%	19.7%	20.6%
	総人口	29,831	29,618	29,518
F圏域	高齢者人口	7,022	7,299	7,574
	高齢化率	23.5%	24.6%	25.7%
	総人口	32,429	32,435	32,303
G圏域	高齢者人口	7,048	7,342	7,618
	高齢化率	21.7%	22.6%	23.6%
	総人口	20,206	20,092	19,982
H圏域	高齢者人口	5,576	5,713	5,860
	高齢化率	27.6%	28.4%	29.3%
	総人口	29,721	29,524	29,402
I圏域	高齢者人口	7,374	7,614	7,949
	高齢化率	24.8%	25.8%	27.0%
	総人口	27,319	27,334	27,441
J圏域	高齢者人口	6,440	6,690	6,987
	高齢化率	23.6%	24.5%	25.5%
	総人口	21,456	21,481	21,405
K圏域	高齢者人口	5,577	5,771	5,968
	高齢化率	26.0%	26.9%	27.9%

資料)住民基本台帳(各年10月1日現在)

2. 介護保険事業の状況

(1)被保険者数の状況

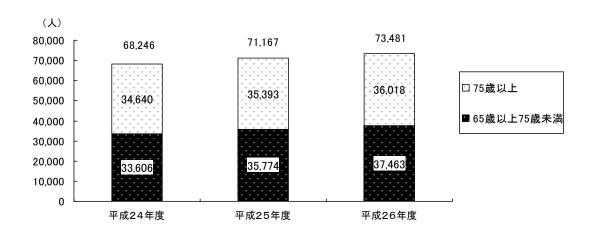
図9 被保険者等の推移

(人)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
68,246	71,167	73,481
33,606	35,774	37,463
34,640	35,393	36,018
101,853	101,159	105,502
	68,246 33,606 34,640	68,246 71,167 33,606 35,774 34,640 35,393

資料) 第1号被保険者:介護保険事業状況報告(各年度9月末時点) 第2号被保険者:住民基本台帳人口(各年度10月1日時点)

図10 第1号被保険者数の推移



資料) 第1号被保険者:介護保険事業状況報告(各年度9月末時点)

(2)要介護認定者数の状況

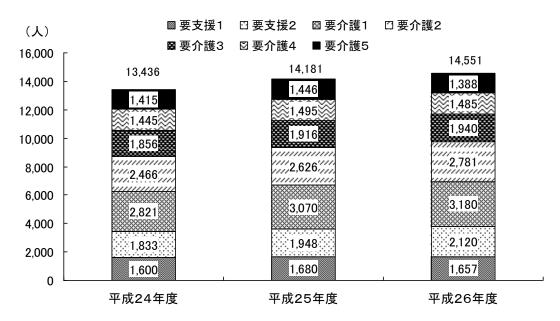
図11 要介護認定者数の推移

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(65 歳以上(第1号被保険者)(人)	13,054	13,804	14,225
	65 歳以上 75 歳未満	1,632	1,758	1,836
	75 歳以上	11,422	12,046	12,389
40	歳以上65歳未満(第2号被保険者)(人)	382	377	326
	合 計(人)	13,436	14,181	14,551
1	要介護認定率	19.1%	19.4%	19.4%
	65 歳以上 75 歳未満 (人)	4.9%	4.9%	4.9%
	75 歳以上 (人)	33.0%	34.0%	34.4%
	40 歳以上 65 歳未満(第 2 号被保険者)(人)	0.4%	0.4%	0.3%

資料)認定者数:介護保険事業状況報告(各年度9月末時点)

認定率*第1号被保険者は、介護保険事業状況報告(各年度9月末時点)の被保険者数で認定者 数を、第2号被保険者は住民基本台帳人口(各年度10月1日時点)で認定者数を除して算出して いる。

図12 要介護状態区分別の要介護認定者数の推移



資料) 第1号被保険者:介護保険事業状況報告(各年度9月末時点)

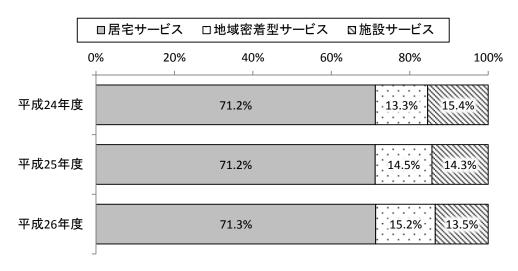
(3)介護保険事業の実施状況

図13 介護サービスの利用状況(月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護認定者数(人)(A)	13,436	14,181	14,551
サービス利用者数(人)(B)	11,351	11,949	12,171
居宅サービス	8,084	8,681	8,705
地域密着型サービス	1,514	1,848	1,771
施設サービス	1,753	1,642	1,688
サービス利用率(B)/ (A)	84.5%	84.3%	83.6%
給付費(千円)	1,598,336	1,688,812	1,740,421
居宅サービス	781,362	878,714	846,374
地域密着型サービス	332,489	408,248	387,690
施設サービス	484,485	453,459	467,192
利用者1人あたりの給付額(千円)	141	141	143

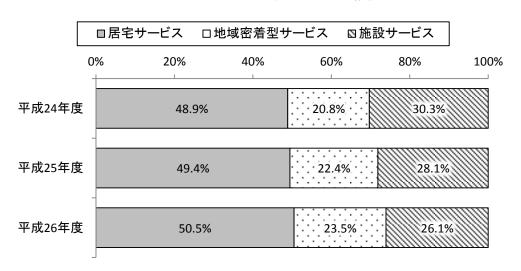
資料)介護保険事業状況報告(各年度9月給付分)

図14 サービス利用者数の割合の推移



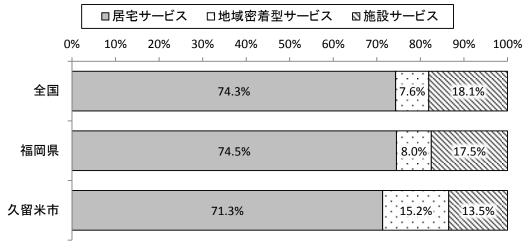
資料)介護保険事業状況報告(各年度9月利用分)

図15 サービス給付額の割合の推移



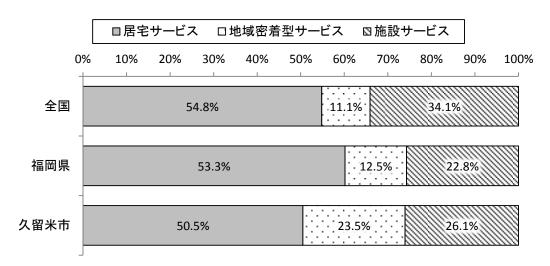
資料)介護保険事業状況報告(各年度9月給付分)

図16 サービス利用者数の割合(全国・福岡県との比較)



資料)介護保険事業状況報告(平成26年度9月利用分)

図17 サービス給付額の割合(全国・福岡県との比較)



資料)介護保険事業状況報告(平成26年度9月給付分)

3. 高齢者実態調査等の結果概要

(1) 高齢者実態調査

・調査対象等

	調査対象	対象者数	有効回収数	回収率
一般高齢者	久留米市の第 1 号被保険者で、要介護(要支援)認定者を除く 65 歳以上の市内在住の 人	3,494	2,224	63.7%
要支援認定者	要支援と認定され、在宅で生活している市内在住の人(ただし、介護予防認知症対応型共同生活介護等の介護専用の居住系サービス利用者を除く)	1,396	844	60.5%
要介護認定者	要介護と認定され、在宅で生活している市内在住の人(ただし、施設サービス、認知症対応型共同生活介護等の介護専用の居住系サービス利用者を除く)	1,102	463	42.0%
区分無回答		_	368	_
合 計		5,992	3,899	65.1%

・調査方法 郵送法(郵便による配布・回収)

·調査期間 平成 25 年 12 月 13 日 (金) ~12 月 31 日 (火)

①回答者の属性

≪性別・年齢≫

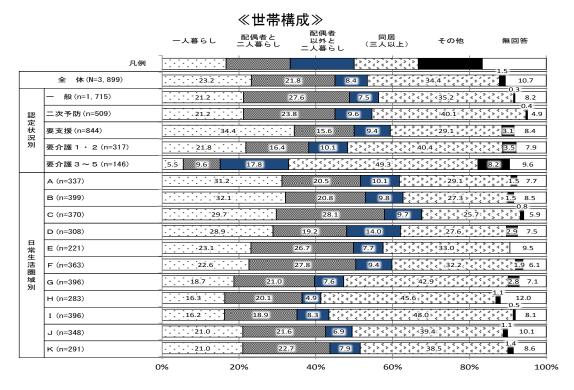
								j	単位:%
		サンプル数	65 ~ 69 歳	70 ~ 74 歳	75 ~ 79 歳	80 ~ 84 歳	85 \$ 89 歳	90 歳 以 上	無回答
	全 体	100. 0 3, 899	20. 3 790	18. 5 721	19. 1 743	17. 7 690	12. 4 482	7. 0 271	5. 2 202
14	男性	100. 0 1, 092	30. 8 336	20. 3 222	18. 3 200	14. 9 163	10. 2 111	4. 3 47	1. 2 13
性別	女 性	100. 0 2, 241	17. 4 390	18. 8 422	20. 9 468	19. 3 433	13. 6 305	9. 0 202	0. 9 21
נינג	無回答	100.0 566	11. 3 64	13. 6 77	13. 3 75	16. 6 94	11. 7 66	3. 9 22	29. 7 168

≪日常生活圏域≫

							• •						単	位:%
		サンプル数	A	В	O	D	E	F	G	Н	I	J	K	無回答
	全 体	100.0	8.6	10. 2	9.5	7. 9	5. 7	9.3	10. 2	7.3	10. 2	8. 9	7.5	4. 8
		3, 899	337	399	370	308	221	363	396	283	396	348	291	187
	男性	100.0	9. 1	9. 1	9. 1	8. 7	6.6	10. 3	10. 9	6. 7	10.0	11. 4	7. 1	1.0
性), II	1, 092	99	99	99	95	72	113	119	73	109	125	78	11
1±	女 性	100.0	8. 3	10.8	10. 5	8. 7	5. 5	9. 7	10.0	8. 2	10. 9	8. 3	8. 2	0.9
別	х н	2, 241	185	241	235	196	124	218	225	183	244	186	184	20
,,,	無回答	100.0	9. 4	10.4	6.4	3. 0	4. 4	5. 7	9. 2	4. 8	7. 6	6. 5	5. 1	27. 6
	一百四無	566	53	59	36	17	25	32	52	27	43	37	29	156

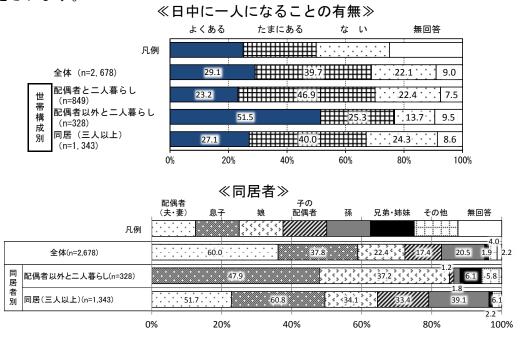
②家族·生活状況

世帯構成は、同居(三人以上)の世帯が34.4%を占めて最も多く、次いで一人暮らし(23.2%)と配偶者と二人暮らし(21.8%)が同程度となっています。日常生活圏域別にみると、一人暮らし世帯が多いのはA~Dの圏域で概ね3割程度を占めています。

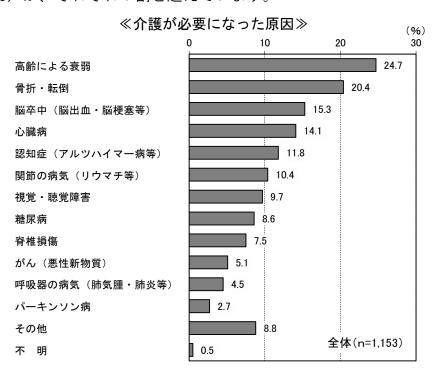


日中、一人になることがあるか尋ねたところ、「よくある」(29.1%)と「たまにある」(39.7%)を合わせた 68.8%が『ある』と回答しており、特に「配偶者以外と二人暮らし」の世帯では「よくある」と回答した人が約半数を占めています。

「配偶者以外と二人暮らし」の世帯で主に同居しているのは、「息子」と「娘」 で約8割を占めていることから、子どもが就労中などに一人になることが想 定されます。



介護が必要になった原因について尋ねたところ、「高齢による衰弱」 (24.7%)が最も多いものの、原因疾患としては、「骨折・転倒」(20.4%)、 「脳卒中」(15.3%)、「心臓病」(14.1%)、「認知症」(11.8%)、「関節の病気」 (10.4%)が、それぞれ1割を超えています。



主な介護者は、「介護サービスのヘルパー」が全体の32.4%を占めて最も多くなっていますが、認定状況別にみると、重度の要介護3~5では「娘」が28.2%と最も多く、次いで「配偶者」(24.5%)となっており、「介護サービスのヘルパー」(20.0%)は3番目となっています。そのため、重度者の介護の主体が家族であることがわかります。

介護を主に行っている人の年齢は、65 歳未満 (40.3%) の割合が最も高く、次いで $65\sim74$ 歳 (20.8%)、75 歳 ~84 歳 (17.8%)、85 歳以上 (9.1%) の順となっており、いわゆる「老老介護」の割合は 47.7%と介護者の約半数を占めています。

ц «				≪主な	は介護	• 介助	者≫			単位	ቷ : %
		サンプル数	妻)配偶者(夫・	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	ヘルパー ビスの	その他	無回答
	全体	766	21. 4	8. 5	18. 1	9. 1	0. 5	0.9	32. 4	1.6	7. 4
	一 般	24	37. 5	8. 3	20.8	4. 2	-	8. 3	8. 3	8. 3	4. 2
認	二次予防	17	29. 4	11.8	29. 4	5. 9	-	_	5. 9	5. 9	11.8
定状	要支援	352	18. 8	7. 1	15. 9	6. 5	0. 6	0.6	40. 3	0.9	9. 4
況	要介護1・2	231	23. 4	11. 3	16. 9	11.7	0. 4	1.3	27. 7	1. 3	6. 1
別	要介護3~5	110	24. 5	9. 1	28. 2	11.8	0. 9	_	20. 0	1.8	3. 6
	無回答	32	9. 4	_	9. 4	15. 6	_	_	53. 1	3. 1	9. 4

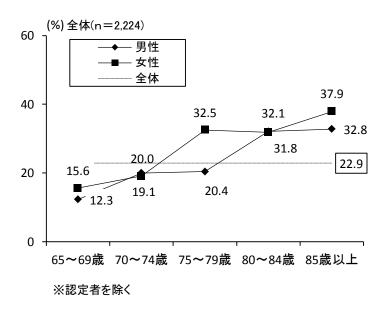
≪介護・介護者の年齢≫

		65歳未満	65~74歳	75~84歳	85歳以上	無回答	65歳以上 の介護者
	凡例	<u> </u>					割合(%)
	全 体(n=518)	4	0.3	20.8	17.8	9.1 12.0	47. 7
	— 般 (n=22)	22.7	22.7	22.7	13.6	18.2	59. 0
認	二次予防(n=16)		56.3	-:-:-:	25.0	18.8	43. 8
定状況	要支援 (n=210)	37	.6	17.1	17.6 10.5	17.1	45. 2
別	要介護 1 · 2 (n=167)		42.5	- 22.2	17.4	10.2 7.8	49. 8
	要介護 3 ~ 5 (n=88)		46.6	26	.1 1	5.9 4.5 6.8	46. 5
	一人暮らし(n=67)		46.3	11.9	10.4 6.0	25.4	28. 3
家	配偶者と二人暮らし (n=101)	-8.9	27.7	41.6	l :	14.9 6.9	84. 2
族構成	配偶者以外と二人暮らし (n=66)		59.1		19.7	6.1 13.6	27. 3
別	同居 (三人以上) (n=251)		49.0	21	.1 10.8	9.2 10.0	41. 1
	その他 (n=5)	20.0	40	0.0	20.0	20.0	60. 0
		0% 20	0% 40)% 60)% 80)% 100	%

③生活機能評価

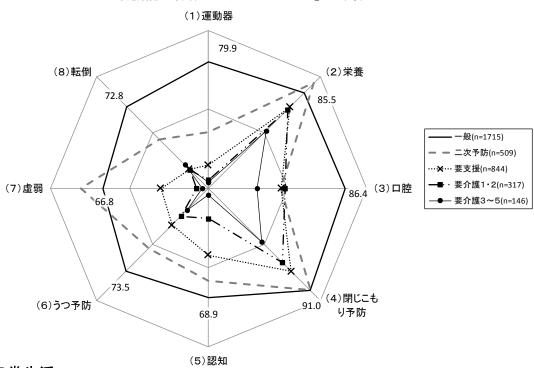
二次予防対象者と判定された人は、認定者を除く全体の 22.9%となっています。性・年齢別にみると、男女とも概ね年齢が高い人ほど二次予防対象者と判定された人の割合は高くなる傾向が見られ、今後高齢者の増加にあわせて、要介護状態になる人も増加すると推測されます。

≪二次予防対象者と判定された人の割合(性・年齢別)≫



自立した日常生活を営む上で必要な8つの機能について、該当する設問の 回答状況から指標化し、高齢者の日常生活における生活レベルについて調べ ています。

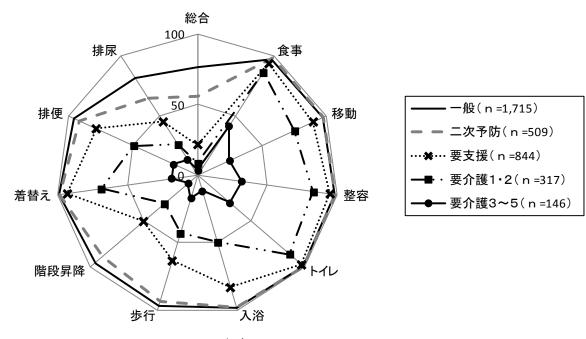
生活機能の各機能についてみてみると、一般高齢者の中にもリスクのある 人がいることがわかります。



≪生活機能「非該当(リスクなし)」の割合≫

4日常生活

要介護認定者と二次予防対象者の中間に位置する要支援認定者についてみると、食事や移動、整容、トイレ、着替えなどは自立の割合が9割以上となっています。しかし、歩行や階段昇降、排便、排尿などはそれらの動作に比べると相対的に低く、二次予防対象者との差が大きくなっており、日常生活動作の中でも、比較的早い時期に低下するものとそうでないものがあることがうかがえます。 ≪ADL (評価項目別自立者割合) ≫



⑤社会参加

「友人の家を訪ねているか」「家族や友人の相談にのっているか」などの社会活動に対する能動性(社会的役割)についてみると、社会的役割が低下している人(低下者)の割合は、いずれの年齢においても、概ね認定が高くなるほど多くなっています。一般高齢者においても3割から4割の人が低下していると判定されています。

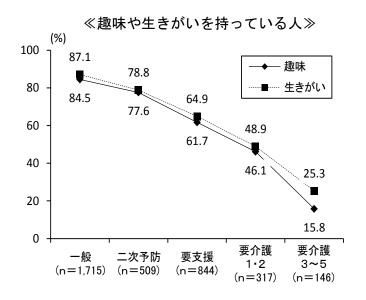
(%) 全体(N=3,899) 100 **100.0** 90.9 87.1 86.0 84.6 86.5 76.9 **-**89.3 80 72.4 80.6 82.6 78.3 73.7 73.4 67.9 60 49.5 53.4 54.8 40 48.7 46.5 43.3 39.0 20 31.4 29.8 0 65~69歳 70~74歳 75~79歳 80~84歳 85歳以上 二次予防 ····×··· 要支援 **♪・・要介護1・2**

≪社会的役割の低下者の割合≫

高齢者が生きがいや趣味を通じて他人と積極的に関わることは、閉じこもりやうつ予防の観点からも非常に重要です。

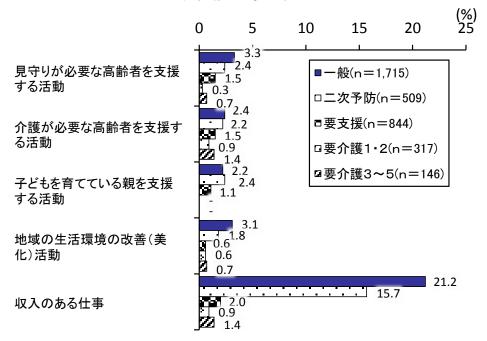
要介護3~5

趣味や生きがいを持っていると回答した人の割合は、認定の程度が高くなるほど少なくなっています。また、一般高齢者でも1割強の人が趣味や生きがいを持っていないと回答しています。



地域活動に週1回以上参加している内容についてみると、一般高齢者と二次予防対象者で「収入のある仕事」をあげた人が2割前後と高くなっていますが、その他はいずれも5%未満にとどまり、低い状況です。

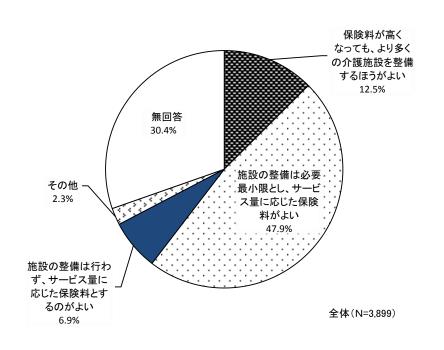
≪地域活動への参加状況≫



⑥保険料施策

介護保険料と施設整備の在り方について尋ねたところ、「施設の整備は必要最小限とし、サービス量に応じた保険料がよい」(47.9%)、「保険料が高くなっても、より多くの介護施設を整備するほうがよい」(12.5%)、「施設の整備は行わず、サービス量に応じた保険料とするのがよい」(6.9%)の順となっています。

≪介護保険料と施設整備のあり方≫



(2)介護サービス事業所調査

·調査対象等

平成 25 年 8 月から 10 月までの間に給付実績のある市内のすべての介護サービス事業所について、運営状況を調査しました。

調査区分	対象数	有効回収数	回収率
在宅系サービス	355	296	83.4%
施設系サービス	128	102	79.7%
居宅介護支援	88	80	90.9%
合 計	571	478	83.7%

- ・調査方法 郵送法(郵便による配布・回収)
- ·調査期間 平成 26 年 1 月 22 日 (水) ~2 月 7 日 (金)

※在宅系サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、福祉用具貸与、福祉用具販売

※施設系サービス

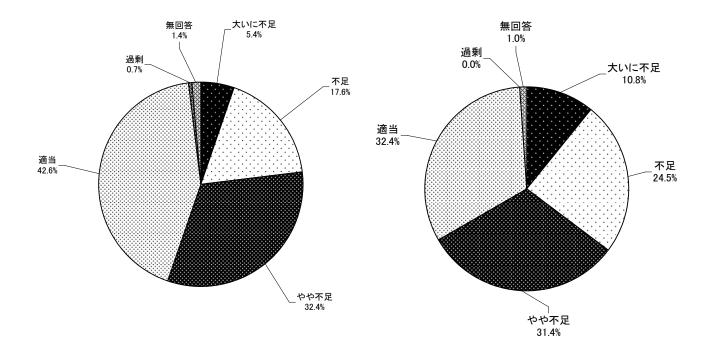
短期入所型生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

①従業者の過不足状況

従業者の過不足状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した事業所が、在宅系サービス55.4%、施設系サービス66.7%となっています。

≪在宅系サービス事業所≫

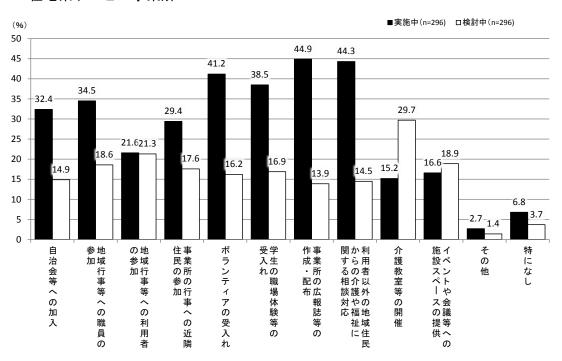
≪施設系サービス事業所≫



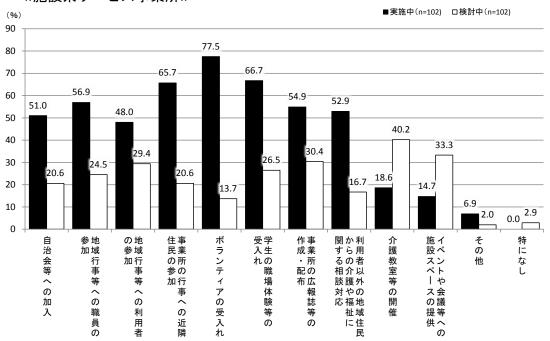
②地域との連携の取り組み

「施設系サービス事業所」では、すべての事業所が何らかの「地域との連携の取り組み」を行っています。また、「在宅系サービス事業所」に比べても取り組み率が高くなっています。

≪在宅系サービス事業所≫

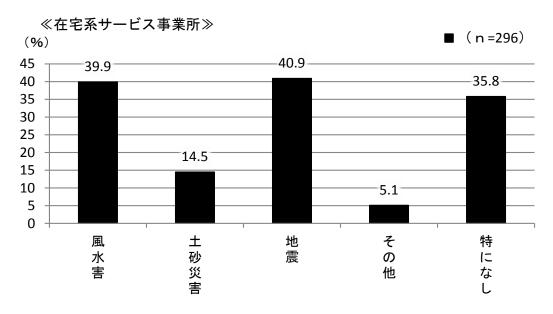


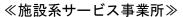
≪施設系サービス事業所≫

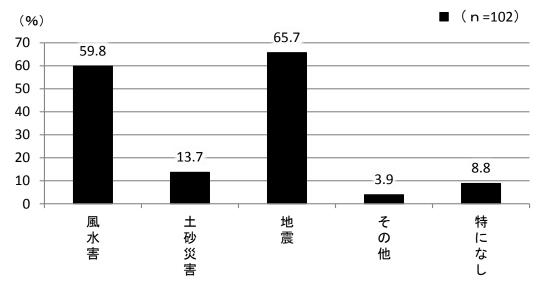


③火災以外の災害対策実施状況

在宅系サービス事業所において、防火安全対策以外の災害対策はあまり進んでいない状況です。







4. 第5期計画の課題等

第5期計画は「久留米市新総合計画」の理念に沿い、特に高齢者保健福祉分野の施策を推進する観点から「高齢者が輝き、きらめき、いきいきと暮らす都市、久留米」を目指すべき目標として設定しました。この目標を達成するためにさまざまな施策を展開してきた中での主な評価と課題は次のとおりです。

(1)施策ごとの評価と課題

①健康づくりと介護予防の推進

 1)健康づくりの推進
 健康教育・健康相談(健康増進事業)、特定健康診査・特定保健指導等、 血圧改善支援事業

介護予防の推進
 通所介護予防事業、地域介護予防活動支援事業

【施策の評価】

- 各種事業の実施により健康づくりを推進し、特に特定健康診査及び特定保健指導については土曜・日曜にも実施するなど参加しやすい環境づくりを図った。しかしながら、特定保健指導においては、利用率は全国、県内に比べ低迷している状況である。
- 各種新規事業の実施により介護予防事業の充実に取り組んだ。特に、 通所型・訪問型の二次介護予防事業への参加者は増加傾向にある。

【施策の課題】

- 若年層の健診等に係る受診率向上及び参加促進が課題である。
- 介護予防事業の参加者が、事業後においても介護予防に自主的に取り 組んでいくよう促していく必要がある。

②地域包括ケア体制の整備・推進

- 1)地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築市内7ヶ所の地域包括支援センター運営事業
- 2) 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯に係る在宅生活支援 高齢者配食サービス事業、小地域ネットワーク活動の推進
- 介護家族への支援の実施 介護用品(紙おむつ)支給事業、家族介護教室の開催
- 4) 災害時の援護体制
 - 一人暮らし高齢者宅等への防火指導、災害時要援護者の把握・名簿作成

【施策の評価】

○ 高齢者やその家族からの総合的な相談対応の実施など、地域における 地域包括支援センターの果たす役割の重要性が高まってきている中で、 同センターを 2 カ所増設し、地域住民の心身の健康の保持や生活の安定 のための支援を図った。

- 配食サービスや緊急通報システムの貸与等により、高齢者の在宅生活 を支援したほか、在宅介護を行っている家族への支援を拡充(介護用品 支給事業)するなど、その孤立化防止や負担軽減に努めた。
- 災害時要援護者名簿の作成・共有及び高齢者や介護保険施設等への防 火指導の実施により、地域と連携して災害時の避難に支援が必要な高齢 者等を支える体制の整備に努めた。

【施策の課題】

- 身近な相談機関である地域包括支援センターの市内 11 圏域における整備の促進と業務実施体制の整備・充実が課題である。また、地域包括支援センターを中核とし、関係機関・団体、地域が緊密に連携する地域包括ケア体制の構築が課題となっている。
- 在宅生活を支援する事業の充実化へ向けて、ニーズの把握をはじめ事業のあり方について引き続き検討の必要がある。

③高齢者の権利擁護

- 1) 虐待防止及び発生時の適切かつ迅速な対応へのネットワーク構築 地域包括支援センター総合相談、権利擁護事業、高齢者虐待に対する迅 速な対応等
- 2)悪質商法等の犯罪や人権侵害からの保護 消費者被害の防止と救済に関する啓発事業
- 3)成年後見制度の普及成年後見制度の周知・相談事業、市民後見人の養成講座の開催
- 4) 高齢者の権利擁護等に関する相談支援 高齢者相談事業、女性の生き方支援のための相談

【施策の評価】

- 地域包括支援センターにおいては、高齢者の権利擁護や虐待に関する相談支援件数は増加傾向にあり、地域における同センターの重要性はますます高まっている。また、地域ケア会議の開催によって地域課題の把握・分析を進め、センター機能の充実・強化を図った。
- 継続的な啓発の実施により、高齢者虐待防止や成年後見制度についての 理解を得ることができた。また、久留米市成年後見センターを開設し、成 年後見に関する総合相談窓口を開設した。
- 日常生活上問題を抱える高齢者からのさまざまな相談に対応し、関係機関等と連携して問題解決へ向けた支援を行った。

【施策の課題】

○ 高齢化の進展等に伴い多様化する相談内容への対応するため、地域包括 支援センターを11の日常生活圏域すべてに設置するとともに、その体制 を強化していく必要がある。

- 高齢者の権利擁護に関し、地域包括支援センターを含めた体制づくりに 取り組むとともに、地域において表面化していない問題や対応が困難なケ ースが、未だ存在すると考えられ、今後それらをどのように掘り起こし解 決していくかが課題である。
- 市民後見人候補者のスキル向上のため、定期的なフォローアップ研修・ 実務研修の実施が不可欠である。また、市民後見人の個人受任の実現へ向 けた取り組みを進める必要がある。

④認知症高齢者とその家族の支援

- 1) 認知症予防の推進 認知症予防に向けた介護予防事業の実施
- 認知症高齢者と家族の総合支援
 ものわすれ相談、日常生活自立支援事業、医療と介護の連携支援
- 3) 認知症の啓発推進、サポーター等養成 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成
- 4) 認知症高齢者の地域での見守り 地域における見守り活動の推進、SOSネットワーク事業

【施策の評価】

- 新たな事業の開始により、認知症予防に向けた取り組みの充実を図った。
- 認知症サポーター及びキャラバン・メイトの養成を通して、地域において認知症についての理解が着実に広まっている。
- 認知症高齢者の地域における見守りにおいては、SOSネットワーク の機能が十分に発揮されていない。

【施策の課題】

- 認知症を身近な場所で早期発見できる体制づくりを検討していく必要がある。
- 養成した認知症サポーター及びキャラバン・メイトを活用し、認知症 高齢者を地域で支えあう仕組みづくりが、今後さらに求められる。
- 地域における見守りについては、より効率的・効果的な徘徊情報の伝達に係る経路・手段の見直しが必要であるとともに、関係機関等がさらに連携しながら取り組んでいく仕組みづくりが必要である。

⑤生活環境の整備

- 1) 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備 単身高齢者の住宅確保支援、高齢者住宅改造費の補助、市営住宅のバリ アフリー化
- 2)ユニバーサルデザインのまちづくり歩道のバリアフリー化、タウンモビリティ事業の実施
- 3) 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備 生活支援交通の確保

【施策の評価】

- 一人暮らし高齢者への市営住宅の入居支援、市営住宅のバリアフリー 化により、高齢者が安心して生活できる居住の確保及び環境の改善が推 進された。
- 高齢者の多様化する居住ニーズに応じ、その居住の安定を図るため、 サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの適切な運営を促進した。
- 公共施設等のバリアフリー化を促進し、その安全性、快適性の向上に 努めた。
- 高齢者が安心して外出し、また住み慣れた地域で安心して生活できる ために、中心市街地への外出や生活支援交通の確保に努めた。

【施策の課題】

- 賃貸住宅の整備にあたっては、新築を推進していくよりも、既存ストックの活用や既存住宅の除去・活用を前提とした建替えの推進を検討する必要がある。
- 外出や移動に係る支援については利用者が伸びておらず、現行制度等 の見直しが必要である。

⑥高齢者の積極的な社会参加

- 1) 高齢者の就業促進 シルバー人材センターを活用した就労機会の確保、中高年の就労に関す る相談窓口開設
- 2) 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進 老人クラブ活動の支援、老人いこいの家の活用促進、21生き活きスクール推進事業における高齢者の活躍の場の提供
- 3) 生涯学習・生涯スポーツの推進 新たなスポーツを通した地域の世代間交流の推進、高齢者社会参加促進 事業の実施、生涯スポーツの普及・啓発
- 4) 社会貢献活動の促進 市民活動に関する情報提供等、くるめクリーンパートナー

【施策の評価】

- 新たな相談窓口の誘致や事業の拡充により、高齢者の就労支援が促進 された。
- 生涯学習やスポーツ、世代間交流の機会や場の提供等の取り組みが、 高齢者の生きがいづくりや健康づくりに対する関心を持つきっかけとなっている一方で、老人クラブ数・加入者は減少しており、また、老人い こいの家利用者が固定化している傾向にある。
- 市民活動や地域活動に関する情報発信や活動団体の事例発表の場を設けることで、活動の活性化やきっかけづくりに寄与できた。

【施策の課題】

- 高齢者の多様なニーズに応じた就業形態・目的への対応が課題である。
- 高齢者の世代間交流の促進などに向けた老人いこいの家のあり方の検 討や老人クラブのさらなる活性化に向けた取り組みが必要である。

⑦介護保険事業の円滑な実施

- 1)介護サービスの質の確保 介護支援専門員・介護サービス従事者研修会の開催、介護相談員による 施設等入所者支援
- 2)給付の適正化への取り組み
 介護レセプトのチェック、ケアプランのチェック
- 3) 適正な要介護認定の実施
- 4)介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実 認定調査員、地域包括支援センター、ケアマネジャーとの意見・情報交 換会
- 5) 介護事業所における防災対策への啓発・指導

【施策の評価】

- サービスの質の確保には多方面からの取り組みを行うとともに、給付 適正化や適正な要介護認定の実施、介護保険制度の周知・啓発に関して はそれぞれ新たな取り組みを行うことで介護保険事業の円滑な実施に努 めた。
- 認定調査に係る関係機関との意見・情報交換を行うことにより、介護 保険に係る関係者の連携が強まった。

【施策の課題】

- サービスの質向上や給付適正化、介護人材の安定的な確保に対する支援、要介護認定事務の迅速化等に継続して取り組むとともに、高齢者に解りやすい制度周知を図っていく必要がある。
- 介護保険事業の円滑な実施のために、これまで以上の関係機関との意 見・情報交換、連携が必要である。

⑧介護サービス基盤の整備

施設等への入所待機状況や施設の必要度合等を見定めながら、在宅での生活が困難な高齢者の心身状況や地域の実情を踏まえた適切な施設整備を図った。

·老人福祉施設等整備事業(高齢者福祉施設整備促進事業)

整備施設	_	整備床数				
介護老人福祉施設	目標	145				
7 设化八油证池改	実績	145				
介護老人保健施設	目標	80				
月	実績	80 (内 60 床は整備中)				

・新サービス整備事業(高齢者福祉施設整備促進事業)

整備施設		整備数(事業所数)						
定期巡回・随時対応型	目標	1						
訪問介護看護	実績	4						
佐久刑土 じっ	目標	3						
複合型サービス 	実績	4						

【施策の評価】

○ 計画に沿った施設整備により、在宅での生活が困難な要介護者の居住を確保するとともに、新サービス事業所の整備により、医療ニーズの高い利用者への対応も可能となるなど、さまざまな状態像の利用者に対応可能な在宅・介護サービスの基盤が整備された。

【施策の課題】

- 今後の施設整備について以下の点を考慮した上での検討が必要と思われる。
 - ・市内の特養申込者(待機者)数やその状況(要介護度、介護者の有無等)
 - ・個室ユニット化の進展状況
 - ・施設整備が介護保険料、介護保険財政に与える影響
 - ・日常生活圏域ごとの施設のバランス
- 新サービス整備については、目標を超えて整備を行ったが、利用者、 家族や介護支援専門員等には未だ十分に認知されているとは言い難い。 今後とも周知を図っていく必要がある。

⑨介護保険サービス量の見込み

⑩介護保険料等

介護保険事業の周知・啓発や、事業運営に対する情報公開と相談の充実 を図り、地域住民や介護サービス事業者、関係団体と連携し、適正・円滑 な事業運営に努めた。

1)人口推計と実績

第5期計画期間中の人口

(単位:人)

	第5期事業計画期間 推計			第5期事業計画期間 実績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	302,379	301,350	300,173	305,470	305,933	306,116
40歳以上65歳未満	101,163	100,350	99,276	101,853	101,159	100,238
高齢者数	68,390	70,790	73,407	68,528	71,077	73,412
前期高齢者数 (65歳以上75歳未満)	33,941	35,688	37,783	34,021	35,820	37,591
後期高齢者数 (75歳以上)	34,449	35,102	35,624	34,507	35,257	35,821

※各年度10月時点(平成26年度のみ8月時点)

2)被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計と実績

第5期計画期間中の被保険者数、要介護認定者数

(単位:人)

		第5期事業計画期間 推計			第5期	実績	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	第1号被保険者数	68,390	70,790	73,407	68,860	70,911	73,031
	認定率	18.78%	18.06%	18.87%	19.05%	19.47%	19.24%
	要介護認定者数	12,846	13,351	13,850	13,120	13,804	14,050
第 1	要支援1	1,462	1,529	1,594	1,590	1,650	1,659
	要支援2	1,712	1,772	1,836	1,808	1,906	2,026
号被保険者	要介護1	2,499	2,494	2,483	2,718	2,990	3,061
	要介護2	2,603	2,760	2,921	2,397	2,546	2,645
	要介護3	1,854	1,961	2,068	1,804	1,857	1,876
	要介護4	1,344	1,340	1,330	1,430	1,459	1,439
	要介護5	1,372	1,495	1,618	1,373	1,396	1,344
被保険者	第2号被保険者数	101,163	100,350	99,276	101,853	101,159	100,299
	認定率	0.35%	0.33%	0.32%	0.38%	0.37%	0.34%
者号	要介護認定者数	354	335	319	382	377	339

※各年度10月時点(平成26年度のみ5月時点)

3)標準給付費見込額と実績

		第5期事業計画期間 推計			第5期事業計画期間 実績		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
	介護·予防給付費 総額		19,604,177,742	21,494,353,228	22,819,536,645	18,911,708,735	19,727,654,248
	特定入所者介護サービス費等給付額		668,574,513	735,767,777	787,085,534	620,096,275	669,088,200
標準	高額介護サービス費等給付額		425,882,000	442,106,000	457,893,000	365,021,324	383,123,543
給付	高額医療合算介護サービス費等給付額		51,900,000	54,953,000	56,914,000	46,803,563	43,954,669
額	算定対象審査支払手数		18,219,180	19,797,600	21,493,680	14,840,400	13,590,365
		件数	303,653	329,960	358,228	296,808	316,055
	標準給付費見込額(A)		20,768,753,435	22,746,977,605	24,142,922,859	19,958,470,297	20,837,411,025
事地 業域	地域支援事業費見込額(B)		408,812,000	475,199,000	506,053,000	358,158,871	367,171,817
費支額援	標準給付費見込額に対する割合(B)/(A)		2.0%	2.1%	2.1%	1.8%	1.8%
	標準給付費見込額+地域支援事業費 見込額(A)+(B)		21,177,565,435	23,222,176,605	24,648,975,859	20,316,629,168	21,204,582,842
	増加率(前年比)	8.9%	9.7%	6.1%	4.4%	4.4%

(2)総括

第5期計画は、第3期、第4期の延長線上にあり、2015年の久留米市の姿を 見据えた仕上げの期間として位置付けられており、3つの目指すべき久留米市 の姿に沿ってその進捗状況評価は以下のとおりです。

①高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるまち

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、在宅及び施設サービスの充実に取り組みました。在宅サービスについては、地域密着型サービスを中心としたサービス基盤の整備や利用の普及に努めました。地域密着型サービスの中には利用率の低いものもあり、サービスに関する情報の周知や利用促進に向けた取り組みが必要です。また、施設サービスについては、第5期計画期間中に介護老人保健施設を80床整備の予定であり、介護老人福祉施設については地域密着型で145床を整備しました。要介護認定者数が増加していく中で、身近な地域での生活が継続できるように、在宅と施設のバランスのとれた基盤整備を行っていく必要があります。

今後も高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。支援を必要とする高齢者の方々が住み慣れた地域で生活できるよう、権利擁護の推進や地域で高齢者を見守り支えるための取り組みの充実が必要です。

また、高齢者本人や家族に対する相談・支援のための機関として、平成 18年度から地域包括支援センターを設置しています。第5期計画期間中に 新たに2カ所を開設し、あわせて7カ所となりましたが、残り4つの日常 生活圏域への設置を早期に行う必要があります。

②高齢者が生涯現役で、健康に活動的に暮らすまち

高齢者が地域において、いつまでも健康で生きがいを持って暮らしていくために、各種の介護予防事業や健康診査・保健指導などを実施し、高齢者の健康の保持、身体状況の維持向上を図りました。また、市民活動に関する情報提供や発信を行い、高齢者の社会参加促進に取り組みました。

平成 25 年度に実施した実態調査結果によれば、元気な高齢者の約 9 割が趣味や生きがいを持っていますが、身体状況の低下とともにこれらを喪失していく傾向にあります。また、就労や趣味・スポーツなどへの参加に比べると、地域活動やボランティア活動への参加状況は高くありません。

今後、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進していく上で、工夫・ 改善を行うとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを進め、高齢者 の社会参加につなげていく必要があります。

③高齢者や家族が「安全」「安心」を感じながら暮らせるまち

高齢者の消費者被害や虐待は後を絶たず、高齢者の安全や安心が脅かされる状況が続いています。このような事件による被害を防止するためには、出前講座、市民向け研修会、介護サービス事業所職員への研修などに加え、相談窓口の周知・広報、相談体制の充実、関係機関との連携による解決に向けた支援を行うことで、早期発見、早期解決に努めていくことが必要です。

高齢者の社会的孤立に関しては、民生委員や老人クラブ、ボランティアによる地域での見守りによる対応の他、異変に気づいた際に速やかに市へ通報を行う「くるめ見守りネットワーク」を多くの事業所の協力によって実施しています。高齢者が安心して生活していくためには、こうしたさまざまなネットワークの重層化を図っていくことが必要です。

■第2部 高齢者福祉施策 及び介護保険事業の展開関連

基本理念「**住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし 続けられるまち 久留米**」を実現するために、第6期において実施する主な施策 (事業) は次のとおりです。

- ※ ☆印・・・地域包括ケアシステム構築(本編第1部第4章)に向けた取り組みです。
- ※ 口印…第6期において従来の取り組みを拡充するものです。

第1章 健康づくりと介護予防の推進

1. 健康づくりの推進

健康教育		【保健	所健康推進	進課・地域	保健課】	
事業内容	市民の生活習慣病の予防や健康を増進するために、青年期からの健康教育・健康相談を重点的に実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。 【健康教育:健康なるほど講座、お腹まわりスッキリ相談等】 【健康相談:総合健康相談、まちかど栄養・糖尿病予防健康相談等】					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	健康教育(健康なる ほど講座)参加者数	人	5,328	5,400	5,400	5,400

心の健康	相談		【件	呆健所保健	予防課】		
事業内容	さまざまな心の悩みや不安等を持つ人、またはその家族に対し、精神科医による心の健康相談を実施する。(心の健康に関する相談、医療機関受診に関する相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症の相談等)						
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指標	相談件数	件	99	105	110	115	

特定健康診査・特定保健指導等				【化	呆健所健康	推進課】		
事業	内容	生活習慣病予防に有効なメタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健康診査」を行い、ハイリスクと思われる人にはその人の状況に応じた「特定保健指導」を行う。						
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指標	特定健康診査受診率	%	33.5	50	55	60		

■ウォーキ	ング事業の推進	【保健所健康推進課】
事業内容	各校区で実施しているウォーキング事業^ 加促進のための啓発を行い、市民の自主的な	

■ラジオ体	操の推進		【保健所健康推進課】	
事業内容	おける自主的な		かの支援を行うこ	-ジに応じた啓発、地域に ことで、ラジオ体操の市民
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
指標	(事業進捗目標)	・ラジオ体操の効果、周知啓発 夏季巡回ラジオ(・地域での仕組みづくり、活動団体の支援		夏季巡回ラジオ体操の誘致

2. 介護予防の推進

介護予防普及啓発事業 【長寿支援認						支援課】
	筋力向上や脳の活性化	1、栄養面	などさまざ	まな視点から	らの介護予防	方教室や介
	護予防パンフレット・チ	ラシなど	の配布を通	じて、介護	予防に対する	る意識啓発
 事業内容	やきっかけづくりを行う) _o				
尹未271分 	また、地域活動を展開しているふれあい・いきいきサロンや老人クラブなど					
	に対して専門職の派遣などを行い、住民自らが介護予防に主体的に取り組む環					
	境づくりに努める。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	事業参加者数	人	2,481	3,000	3,200	3,400

地域介護予防活動支援事業					【長寿	支援課】	
事業内容	介護施設においてのボランティア活動を通じて、高齢者が地域に貢献するこ とを積極的に支援するとともに、社会参加・生きがいづくりのための活動の場を創出することで、自身の介護予防につなげる。						
	指標の内容	単位	25 年度	o。 27 年度	28 年度	29 年度	
指標	よかよか介護ボラン ティア登録者数	人	114	200	250	300	

介護予防把握事業						【長寿支援課】
	「基本チェック	リスト」	(みつめて)	まシート) 領	等により、生	活機能が低下して
事業内容	いるおそれの高い	高齢者な	め閉じこもり)等の何らか	の支援が必	要な人を把握し、
	介護予防事業等の	必要なま	を援につなけ	ずる。		
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	基本チェック	%	58.9	60	60	窓口等での
	リスト返信率	/0	30.9		00	把握の実施

通所型介	`護予防事業					【長寿支援課】		
	要介護状態となる	の高い状態に	状態にあると認められる 65 歳以上の人を対					
 事業内容	象に、運動機能低下の予防・栄養改善・口腔機能の向上、うつ・閉じこもり予							
尹耒四台 	乗内谷 │ 防等の介護予防プログラムを行い、生活機能の維持・改善、生活の質(QOL							
	の向上を図る。							
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
						介護予防·生活支援		
指標	事業参加者数	人	500	400	400	サービスへ移行		
						(51 ページ参照)		

訪問型介	·護予防事業 【長寿支援課 】
	要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の人で、
事業内容	通所型事業への参加が困難な人について、訪問型介護予防事業を実施する。
	〔介護予防訪問相談、介護予防ホームヘルプ、介護予防配食サービス〕

介護予防	事業評価事業	【長寿支援課】
事業内容	本計画において定める目標値に照らした達成状況の 業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方	

★地域リハビリテーション活動支援事業 【長寿支援課】							
事業内容	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、住民 運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するような仕 組みづくりを行う。						
	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度			
		・通いの場等へのリハ職の関					
指標	(事業進捗目標)	与のあり方検討	地域リハビリ	ノテーション			
		・リハ職が関与できる団体等	事業の	の実施			
		の把握					

第2章 高齢者の積極的な社会参加

1. 高齢者の就業支援

【主な施策(事業)】

シルバー	シルバー人材センター支援事業 【労政課】					
	働く意欲と多彩な技能	€•知識•	経験を持つ	高齢者に対	して、高齢を	者などの日
事 类	常生活における支援とし	ノて家事 ^扱	受助を展開す	するなど、坩	也域社会に密	密着した短
事業内容	期・臨時的就業を提供し	, 就業機	会の増大・	福祉の増進	を図ること	で、高齢者
	の社会参加や生きがいづくりに寄与し、活力ある地域社会づくりを進める。					₤める。
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	会員数	人	1,340	1,380	1,400	1,420

中高年勍						労政課】
	久留米市ジョブプラサ	げにキャリ	アコンサル	タント等の	資格を持つ記	就労サポー
	ターを配置し、市民の就	労・生活	に関する相談	淡に対応する	3.	
事業内容	また、高齢求職者向け	か就職相	談窓口であ	る福岡県中で	高年就職支 抗	爰センター
	及び福岡県 70 歳現役M	が援センタ	ーの出張相	談を実施す	ることで、タ	就労支援を
	推進する。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	延べ相談数	人	1,772	1,950	2,050	2,150

2. 生きがいづくり・仲間づくりの推進

老人クラ	うづ活動支援 【長寿支援課】
事業内容	老人クラブ活動を通じて、高齢者の連携と幅広い社会参加活動を促進するために、老人クラブが行う健康づくり(スポーツや健康づくりの講座等)、生きがいづくり(社会奉仕活動や文化事業奨励、世代間・団体間交流支援等)、地域見守り事業(地域見守りに関する情報提供相談活動等)に必要な経費の一部を財成する。 また、多様化するニーズに対応した活動の充実や加入促進等、老人クラブの活性化のために必要な支援を行う。

老人いこいの家 【長寿る					支援課】	
事業内容	高齢者の教養向上及びレクリエーションの場の提供を通じ、健康増進・福祉 事業内容 の向上を図るとともに、地域での生きがいづくり・健康づくり等の拠点として 高齢者はもとより多世代間の交流促進を図る。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	延べ利用人数	人	114,586	115,000	115,500	116,000

	ミュニティ・スクール ミュニティ・スクール				【学校	教育課】
事業内容	高齢者をゲストティー あいを広げ深める学習、 意工夫した特色ある学校 ちが生き生きと学校生活 化することを目指す。	高齢者福	祉施設等と 行う活動に	の交流を行 [・] 対し支援を	う学習等、役 行うことで、	S学校が創 子どもた
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	地域活用時間数 (1学級あたり年間平均)	時間	29	35	35	35

3. 生涯学習・生涯スポーツの推進

えーるピアシニアカレッジ					【生涯学習	推進課】
事業内容	高齢者が健康で生きがいのある社会生活を送れるよう、高齢者の生活課題に 関連した講座や、知識、技術を習得する機会を提供するとともに、受講生及び 修了生の学校や施設への派遣等自主的な活動の支援を行う。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	受講者数	人	200	220	220	220

高齢者パソコン教室 【生涯学習拍 				推進課】				
		パソコンに触れる機会	パソコンに触れる機会の少ない高齢者を対象に基本操作を学習する機会を提					
事業内容 供し、情報化社会の利便性を理解してもらうことで、社会 りのきっかけづくりを支援する。				してもらう	ことで、社会	会参加や生き	きがいづく	
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指	標	受講者数	人	30	32	32	32	

高齢者社	会参加促進事業				【長寿	支援課】
	高齢者の健康保持、世	代間交流	の促進、創	造意欲の喚	起による生き	きがいづく
┃ ┃ 事業内容	りのために、ゲートボー	-ル、グラ	ウンド・ゴ	ルフやニュ・	ースポーツを	をはじめと
事果内谷 	するスポーツ大会や、個人の持つ豊かな経験と技術を生かした作品(絵画、書					
	道、手芸・工芸等)を展示する高齢者作品展を開催する。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	延べ参加・出品者数	人	1,205	1,300	1,400	1,500

■生涯スポーツの推進					【体育スポ	ーツ課】	
ライフステージに応じた市民スポーツが推進されるよう、高齢者をはじめ 事業内容 もが気軽に楽しむことができるニュースポーツ等の各種スポーツ教室の開催 に取り組み、市民スポーツ活動を支援する。							
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指	標	スポーツ教室延べ参加者数 (高齢者対象分)	人	100	110	120	130

4. 社会貢献活動の促進

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業					【長寿	支援課】	
事業	内容	高齢者が地域での社会貢献活動を通して、生きがいづくりや健康づくりに取っている。 り組めるように、要支援者などに対する家事援助をはじめとした生活支援のでいる。 り方やコミュニケーション技術など、地域での活動に関する講座を開催する。					
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指	標	受講者数	人	63	70	75	85

協働ネッ	,トワーク形成促進事業	Ę			【協働	推進課】
事業内容	市民活動サポートセン	ターの適	正な運営管	理に取り組織	むとともに、	ボランテ
	ィア情報ネットワークでの情報発信、市民活動保険への加入、市民活動情報紙					
	等の発行、協働ネットワーク形成促進事業などの市民活動に関するさまざまな					
	支援を通して、市民活動	の活性化	を図る。			
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指 標	ボランティア情報ネットワーク	□ /+	4.4.1	400	470	400
	情報提供団体数	団体	441	460	470	480

くるめクリーンパートナー

【環境政策課】

事業内容

市民にとって身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化を 促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援する環境美化ボランティア推進事業を実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって 市民等と市が協働して散乱ごみのないきれいな公共空間の創出を図る。

第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

1. 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

【主な施策(事業)】

緊急通報システム貸与事業

【長寿支援課】

事業内容

一人暮らし高齢者で心疾患等の慢性疾患があり、日常生活において常時注意が必要な人や、身体障害者の人で緊急時における対応が困難な人に対して、急病などの緊急時に登録先に通報できる通信機器の貸与を行うことで、緊急時の不安を解消し、生活の安全確保を図る。

小地域ネ	小地域ネットワーク活動の推進			【久留米市社会福祉協議会】			
	一人暮らしや高齢者せ	帯等が地	域の中で孤	立すること	なく安心して	て生活でき	
	るよう、地域住民による	ろ支え合い	助け合い	活動や地域	こおける福祉	业の啓発等	
事業内容	の推進のために、地区社	t協の実施	する小地域	(概ね小学	校区)を単位	立とする要	
	援護者一人ひとりを対象	とした見	守り・援助	活動(ふれ)	あい訪問活動	動、食事サ	
	ービス、ふれあい・いきいきサロン)を支援する。						
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指標	訪問回数	回	106,950	108,000	109,000	110,000	

地区ふれ	iあい活動コーディネー	ターの配	育成	【久留米7	方社会福祉	協議会】
事業内容	地域における要支援者 地域での生活支援活動や 活動コーディネーター」 ター」の必要性と役割に	の公的福祉 を養成す	サービス等 る。併せて、	の利用につる	なげる「地[あい活動コ [・]	⊠ふれあい
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	学習会実施校区数	校区	_	8	8	8

ンテ	ィアセンター運営事業	【久留米市社会福祉協議会】
	地域の生活課題を発見し、課題	解決に取り組む活動の担い手となるボランテ
容	ィアの活性化と活動への市民参加]意識の醸成を図るため、ボランティアセンタ
	ーの機能を充実するとともに運営	を強化する。
	ンテ i容	日容 ィアの活性化と活動への市民参加

高齢者の交通事故防止					【安全安心	推進課】
事業内容	セーフコミュニティの重点取り組み項目である「高齢者の交通安全」について、事故の予防に重点を置いた各種啓発活動を、関係機関等との連携により展開する。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	キャンペーン 実施回数	回	9	10	11	12

2. 介護家族への支援

家族介護支援事業 【長寿支援詞						支援課】	
事業	内容	在宅で介護を行う家族等に対して、専門家による介護教室の実施や、介護に 関する悩みなどについて情報交換や意見交換を行う場を設けるなど、介護者の 負担軽減や孤立化防止を図る。					
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指	標	家族介護教室参加者	人	104	120	150	200

生活支援	そショートステイ 【長寿支援課】	
	高齢者が在宅生活を送る上において、一時的に養護する必要が生じた場合	及
事業内容	び心身機能の向上等を図る必要がある場合に、短期間、高齢者福祉施設等に	入
	所することにより、本人及びその家族の福祉の向上を図る。	

介護用	品支給事業 【長寿支援課】
	要介護3以上の非課税世帯の在宅生活者で、常時おむつを使用している人に
事業内容	対し、紙おむつ購入代金の一部として介護用品給付券を交付することで、介護
	者の介護負担の軽減を図り、在宅での生活の支援を行う。

3. 災害時のための援護体制

災害時要援護者の支援 【地域福祉課						福祉課】
	災害発生時に、要援護					
車業内容	の支援体制構築へ向け、	災害時要	援護者の名	簿登録を進る	め、関係機関	関等で名簿
事業内容	情報を共有し、日頃から	に努めることで災害時の要援護者				
	に係る人的被害の軽減を図る。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	名簿登録者数	人	4,544	_	8,000	_

一人暮らし高齢者宅等への防火指導				【久留米広域消防本部】			
	災害時要援護者防火效	対策の一環	として、一	人暮らしの	高齢者宅及で	び緊急通報	
事業内容	システム設置者宅を訪問	引し、防火	• 防災指導	等を実施する	ることで、『	方火・防災	
事未内谷 	意識の向上と居住環境の安全の普及を図り、防火安			方火安全対策	を推進する	とともに、	
	災害時要援護者の状況を把握する。						
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指標	防火指導件数	世帯	533	600	600	600	

介護保険施設等への防火指導			【久留米広域消防本部】			
事業内容	防火安全対策の推進のため、施設責任者及び従業員に対して防火指導を実施 し、防火知識の普及啓発及び意識の向上による防火・防災体制の構築を図り、 施設利用者の安全を確保する。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	防火指導件数	施設	121	120	120	120

4. 生活支援サービスの体制整備

★生活支援	受コーディネータ	マー(地域支え合い推進員	りの配置	【地域福祉課】			
事業内容	高齢者の生活支援の担い手となる地域資源の発掘・養成・組織化や、これら 事業内容 と関係機関等とのネットワーク化、地域ニーズの把握等を行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置する。						
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度			
指標	(事業進捗目標)	関係機関との調整 (コ-ディネ-タ-人選・配置 時期等)	コーディネ	ーター配置			

★協	議体の)設置		【地域福祉課】				
事業	内容	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市民公益活動団体、民間 企業、住民組織等地域の生活支援サービスに関わる関係者等が参画し、情報交 換及び連携・協働による資源開発等を行うための協議体を設置する。						
		指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度			
指	標		・協議体設置へ向けた					
1日	1示	(事業進捗目標)	調整(準備会の設置)	協議体設置				
			・地域資源の把握					

第4章 地域連携による高齢者支援

1. 地域包括支援センターの機能の充実・強化

【主な施策(事業)】

■地域包括支援センター運営事業 【身						支援課】
事業内容	地域包括支援センター職員(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)が、より身近で機動的に高齢者支援を行うことができるように、すべての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していく。 また、地域包括ケアの中核的機関として、地域の関係機関・団体等とのネットワーク構築を進める。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	地域包括支援センタ 一設置数	力所	7	8	9	11

2. 地域ケア会議の効果的な運営

★地域ケア会議の推進				【長寿支援課】
	地域の支援者	を含めた多職種による	8専門的視点を交えて	、適切なサービスに
	つながっていない	ハ高齢者の支援や、地	域で活動する介護支	援専門員の自立支援
事業内容	に資するケアマ	ネジメントの支援にこ	いて検討するととも	に、それらの個別ケ
尹未Ŋ台 	ースの課題分析等	等を行う中で構築され	こる関係者間でのネッ	トワークを通じて地
	域課題を発見し、	地域に必要な資源関	見発や地域づくり、さ	らには政策形成につ
	なげることを目指して地域ケア会議を実施する。			
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
指標	(事業進捗目標)	ţ	地域ケア会議の実施	<u> </u>

3. 在宅医療・介護連携の推進

★在宅	★在宅医療・介護連携に向けた資源の把握及び課題抽出と対応の協議					
	【保健所健康推進課】					
	地域の医療・	・介護サービスに係る関係	機関へ調査を行い、社会	会資源情報の一元的		
事業	な把握を行うとともに、それらの分析による課題の把握や検討を行う。					
内容	また、在宅医療と介護の連携に係る関係機関・団体による協議の場(在宅医療・					
	介護連携推進協	協議会(仮称))を設け、課	題の抽出や対応の検討	を行う。		
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度		
指		社会資源情報の一元的な把	把握した社会資源情報			
	(事業進捗目標)		の共有化や公開手法等	社会資源情報の更新等		
標		握、分析等 	の検討·協議等			
		協議会の設置、協議等の実施	・協議会におけ <i>-</i>	る協議等の実施		

★在宅医療・介護連携に関する相談の受付等			【保健	所健康推進課】
	保健所に設置	している「在宅医療相談	炎窓口」において、市	民からの在宅医療
事業内容	に係る相談受付	を行うとともに、医療・介	7護関係者や地域包括	ち支援センター等か
● 未内谷 らの相談受付や情報提供等を行う「在宅医療·介護連携支援センター(仮利				センター(仮称)」の
	設置に向け、医療	设置に向け、医師会と連携·協議しながら取り組みを進める。		
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
指標	(事業進捗目標)	・在宅医療相談窓口での市民からの相談受付		
	(予不定沙口际)	·「在宅医療· 介護連携支援		これで に向けた協議·調整等

★在宅医療・介護連携に向けた情報共有			【保例	建所健康推進課】		
事業内	容	在宅医療と介護の連携を円滑化するための情報共有ツールの導入について医師会等と連携・協議しながら検討等を行う。				
		指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度	
指標		(事業進捗目標)	・情報収集及び導入に向けた協議・調整等			

★24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築·関係者の研修				
			【保	健所健康推進課】
地域の医療・介護サービス関係者を対象とした各種研修会を実施し、課				
事業内容 共有化や従事者のスキルアップを図るとともに関係機関の理解や協力を得 ら、緊急時等の連絡体制を含めた 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービ				理解や協力を得なが
				療・介護サービス提
	供体制の構築に	取り組む。		
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
 指 標			各種研修会の実施	
11日 信	(事業進捗目標)	体制構築の情報収集、	体制構築に向けた関係機関との協議 調整	
		研究等		₹1及戻しの励哉・神雀寺

★地域住民	への普及啓発		【保付	建所健康推進課】	
事業内容	在宅医療・介護サービスに関する講演会の開催などの実施により、市民への在宅医療・介護連携に関する理解の促進を図る。				
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度	
指標	(事業進捗目標)	市民公開講座、出前講座の実施			

★二次医療圏内・関係市区町村の連携			【保付	建所健康推進課】		
事業内容	二次医療圏内の病院から退院する事例等に関し、退院後の円滑な在宅医療・ 介護サービスの提供や、その連携・情報共有の方法等について、関係自治体に よる協議や調整等を行う。					
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度		
指 標 (事業進捗目標) 情報収集、協議・調整等						

第5章 認知症施策の推進

1. 認知症に関する普及・啓発

【主な施策(事業)】

認知症講演会の開催 【長寿支援課】				【長寿支援課】
	認知症の予防・	早期発見•早期対応	の必要性や地域で認然	知症の人やその家族
	を支援する取り組	みなどをテーマに、i	市内3地域において記	構演会を開催する。
事業内容	また、隔年で認知	印症シンポジウムを閉	見催し、市内全域にお	いて認知症の普及・
	啓発を図る。			
	※平成 27 年度と平成 29 年度は認知症シンポジウムを開催。			
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
指標	認知症講演会 参加者数	700	250	700

★認知症ケアパスの作成				【長寿支援課】	
	認知症の人や	その家族が、認知症と	疑われる症状が発生	した場合に、いつ、	
┃ ┃ 事業内容	どこで、どのよっ	どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかといった、認知症の			
争未约分	人の状態に応じた	た標準的なサービス提	星供の流れを示す「認知	『症ケアパス』 (パン	
	フレット等)の位	作成に取り組む。			
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度	
指標	(事業進捗目標)	作成	_		

2. 認知症の人やその家族への支援

★認知症地域支援推進員の配置 【長寿支援課】				
	医療機関や介護	護サービス事業者、 認	8知症サポーターなど	の地域において認知
 事業内容	症の人を支援する	る関係者間の連携を図	図るための支援や、認	知症の人やその家族
尹未27分 	MA からの相談に応じる、認知症地域支援推進員(認知症に関する知識を有する			
	門職)を配置し、認知症に関する相談体制の強化を行う。			
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
 指 標 	(事業進捗目標)	己置総数		
	【尹未뜨沙口惊】	5 人	9 人	11人

★認知症初期集中支援チームの設置 【長寿支持					
	受診拒否等に	より認知症の受診に結	びつかない人に、家	庭訪問、アセスメン	
事業内容	ト、家族支援等を	を行うことで、適切な	医療・介護サービスは	こつなげるとともに、	
尹未27分 	事業内台 │ 症状の初期の段階に集中的な支援を実施する『認知症初期集中支援チー』				
	設置する。				
	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度	
		設置場所や認知症サポー	初期集中支援	チームの設置	
指標	 (事業進捗目標)	ト医の養成等、医師会を			
	【尹未進沙日保/ 	はじめとした関係機関と	1 チ	- Д	
		協議を行う。	,		

■認知症ケ	■認知症ケア向上推進事業 【長寿支援課】					
	認知症の人	への支援方				
法についての研修の開催や、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の記						等の誰もが
事業内容	参加でき、集う場である『(仮称)認知症カフェ』のあり方の検討を行うなど、					行うなど、
	認知症高齢者が尊厳をも	ってケア	を受けられる	る環境を整備	前する。	
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	研修会参加者数	人	33	100	100	100

ものわす	れ相談 【長寿支援課】
事業内容	認知症高齢者や認知症高齢者を介護する家族、また、認知症の不安を抱く高齢者本人または家族に、認知症に関することから介護保険サービス、医療機関、地域資源の紹介・助言等、窓口と電話により相談に対応し支援する。また、治療の必要が認められる場合は、専門医療機関の紹介や連携を取ることにより、認知症の早期発見・対応につなげ、重症化を防ぐことでその人らしい生活の継続を図る。

ものわすれ予防検診					与支援課 】		
事業に	内容	久留米大学との協働により、軽度認知症(MCI)の高齢者の早期発見を目的とした『ものわすれ予防検診』を実施し、早期治療につなげることで認知症の重症化予防を図る。					
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指	標	受診者数	人	93	95	95	95

3. 地域での支え合い体制づくり

認知症サ	・・メイ	トの養成		【長寿	支援課】	
事業内容	認知症について正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を見守り 支える「認知症サポーター」を養成する。また、地域・職域団体等において「認 知症サポーター」の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成する。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	認知症サポーター 養成人数(累計)	人	7,326	11,000	13,000	15,000

SOSネ	マットワーク事業				【長寿	支援課】
認知症等による徘徊高齢者の捜索願が警察に出された場合に、各協力にの連携や福岡県の防災メール「まもるくん」をはじめとしたネットワーク 事業内容 用し、認知症等による徘徊高齢者の速やかな発見・保護に取り組む。 また、警察に保護された徘徊高齢者等を速やかに家族のもとへ送り届し					フークを活	
	め、「徘徊高齢者等あん					J/W. J G/C
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	あんしん登録制度 新規登録者数	人	22	30	30	30

第6章 高齢者の権利擁護

1. 成年後見制度の普及

【主な施策(事業)】

成年後見・相談事業

【長寿支援課】

事業内容

講演会や出前講座の開催を通して成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、制度に関する相談や利用支援を行うことで、当該制度を必要とする高齢者等の権利擁護の促進を図る。

成年後見推進事業

【長寿支援課】

事業内容

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分となった人が成年 後見制度を適切に利用できるよう、関係機関と連携しながら成年後見センター の運営に取り組む。

また、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進を図る。

2. 虐待防止及び対応へのネットワーク構築

【主な施策(事業)】

地域包括支援センター総合相談、権利擁護事業

【長寿支援課】

事業内容

高齢者やその家族からの医療・介護・保健・福祉等に関する相談をはじめ、 虐待などの高齢者の権利擁護に関する相談を総合的に実施し、必要に応じて各 専門機関と連携して課題解決に向けた支援を行う。

高齢者虐				【長寿	支援課】	
	高齢者の虐待に関する	5相談・支	援などの対	応を行うと	ともに、養が	个護施設職
	員や民生委員、市民に対	けして高齢	者虐待防止	のための研	修会の実施等	等の啓発事
事業内容	業を行い、高齢者の権利	擁護を推	進し、養護	者への支援を	を行う。また	き、セーフ
	コミュニティを推進する	上で、「高	齢者の安全	」の分野に	おける重点エ	頁目である
	「虐待防止」に取り組む) _o				
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	虐待発生率	0/	0.00	0.09	0.08	0.07
	(発生件数/高齢者人口)	%	0.09	0.09	0.06	0.07

3. 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

消費者被			(i)	肖費生活セ	ンター】	
	多種、多様化する消費	者被害の	未然防止・!	早期発見を	図るため、「	出前講座」
事 类	「くらしのカレッジ」等	の事業を	展開し、消	費者の知識「	句上の一助な	とするため
事業内容	の機会を提供する。また、被害者となった市民に対しても、早急に解決に導く					解決に導く
	ための的確な相談対応と	消費生活	センターの語	認知度向上は	こ努める。	
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	講座受講者数	人	1,652	2,000	2,000	2,000

高齢者相	談事業	【広聴・相談課】
	高齢者の日常生活での困りごとや心	心配事の早期解決に向けて、各種支援制度
事業内容	や窓口等の情報の収集・活用を行い、	関係部局との連携した相談事業を実施す
	ි	

女性の生	き方支援のための相談	【男女平等推進センター】
	虐待・DV 等の深刻な事案を含むさま	ざまな問題を抱える高齢の女性に対し、
事業内容	問題の解決に向けて、「相談関係機関ネッ	ットワーク会議」における各関係機関の
	連携の下に相談事業を実施し、本人へ <i>の</i>)支援を行う。

日常生活	自立支援事業	【久留米市社会福祉協議会】
	認知症、知的障害、精神障害など	だにより判断能力が不十分なため、日常生活
事業内容	で支障のある人に対し、福祉サーヒ	ごスの利用や日常の金銭管理等のサービスを
	提供することで、住み慣れた地域で	『安心して暮らせるよう支援する。

第7章 生活環境の整備

1. 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備

市営住宅のバリアフリー化						【住宅	政策課】
事業	内容	高齢者や障害者をはじめとした全ての人が安心して暮らし続けられるよう、 市営住宅の新築や建替、リフォームによる段差解消、手すり・エレベーターの 新設等のバリアフリー化を推進する。					
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	標	新築市営住宅(バリ	戸	161	154	H27 年度1	こ計画の見
		アフリー)完成	<u>,</u>	101		直しを図ん	るため未定

一人暮らし高齢者の住宅確保支援 【住宅政策課】							政策課】
事業	内容	住宅の確保が難しい一人暮らし高齢者の住宅確保を支援するため、単身者向けの市営住宅の募集を実施し、生活基盤の柱となる「住まい」の安定した提供を行う。					
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指	標	単身者向け市営住宅 募集戸数	戸	25	30	30	30

地域優良	養賃貸住宅の整備 【住宅政策課	
	子育て世帯、高齢者世帯や障害者世帯等の居住の安定と中心市街地の居住	È推
車業内容	進を図るため、賃貸住宅の建設費の一部を助成し、民間事業者等による良質	な
事業内容	賃貸住宅の供給を促進する。(平成27年度の住生活基本計画見直しに伴い、	事
	業内容の見直しを図る)	

サービス	付き高齢者向け住宅	【住宅政策課】
事業内容	高齢者の居住の安定を図るため、バリアフリー構造	等を有し、緊急時対応・
	安否確認、生活相談等のサービスを提供する「サービ	ズス付き高齢者向け住宅」
	についての情報提供を行うとともに、入居者の安全・	安心の確保のため、適正
	な管理・運営へ向けた指導・助言を行う。	

有料老人	(ホーム 【長寿支援課】
	高齢者のための良質な住まいの確保を図り、入居者が安全・安心に過ごすこ
事業内容	とができる環境を整備するため、食事の提供や生活相談等のサービスを提供す
	る「有料老人ホーム」の情報提供、適正な管理に向けた指導・助言を行う。

高齢者住宅改造費の補助【介護保険課】

事業内容

要介護認定を受けた高齢者の自立支援及び日常生活の利便性の向上や、介護者の負担軽減を図るため、住宅改造費用の一部を助成する。

2. ユニバーサルデザインのまちづくり

【主な施策(事業)】

ユニバーサルデザインの視点から公共施設等の整備、バリアフリー化【建築課】

事業内容

高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が、安全で快適に利用できるよう、 多目的トイレの設置、段差の解消、滑りにくい床材の使用、手摺の設置等、ユニバーサルデザインの視点から、公共施設等の整備、バリアフリー化に取り組む。

歩道のバリアフリー化 【生活道					道路課】		
	高齢者や障害者をはじ						
事業	山宓	が確保されるようバリア	アフリー対	策を推進す	ることで、5	安全で快適に	こ通行でき
尹未 	门台	る空間を「バリアフリー	步行空間	ネットワーク	フ整備事業親	10箇年実	施計画書」
		に基づき整備する。					
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指	標	★ / 共 □ √ 《白	D夕 《白	1	2	1	1
		整備路線	路線	4	3	※前年度か	ら事業継続

■公共交通のバリアフリー化 【交通政策					政策課】	
事業内容	高齢者や障害者をはじめとする全ての人が、安全・快適で安心して暮らせる 交通体系をつくるため、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入支援等を 行い、人にやさしい交通サービスの提供に努める。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	ノンステップバス 新規導入台数	台数	_	1	1	1

タウンモ	Eビリティ事業	【商工政策課】)
	高齢者や障害者等を対象として送迎や介添を行い、また、耳	動いすや電動ス	ク
事業内容	ーター、ベビーカー等の貸し出しを行う等、中心市街地へのタ	1出や買い物、	ま
	ちあるき等をサポートする。		

3. 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

■生活支援交通の確保 【交通政策						政策課】
事業内容	公共交通の利用が不便な地域に住む高齢者などの移動制約者であっても、 日々の買物や通院等が可能となり、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、 公共交通により移動できる手段の確保及び環境の整備を図る。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	よりみちバス 新規導入地域数	地域		2	2	2

第8章 介護保険事業の円滑な実施

1. 介護予防・生活支援サービス事業への円滑な移行【主な施策(事業)】

★介護	予防	・生活支援サー	ービス事業(訪問型	<u>"</u> サービス)	【介護保険課】
事業内]容	基準で行うサー 行う予防サーヒ	多様な生活支援の二。 -ビス、住民主体による ごス、移動支援など、 5問型による日常生活。	る支援、保健・医療の 要支援者等に対し、地	専門職が短期集中で
		指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
 指	嫖		・サービスの主体となる団体の活動状況の把握や育成		介護予防: 生活支援サービ
16 1 1	沶	(事業進捗目標)	・制度設計(サービス内容や料金など)		
		・関係団体への情報提供や市民への周知		スの事業開始	

★介護予防	・生活支援サ	ービス事業(通所雪	型サービス)	【介護保険課】	
	要支援者等の)多様な生活支援のニ	ーズに対して、雇用労	働者が行う緩和した	
┃ ┃ 事業内容	基準で行うサー	-ビス、住民主体によ	る支援、保健・医療の	専門職が短期集中で	
尹未271台 	行う予防サービスなど、要支援者等に対し、地域の実情に応じた機能訓練や通				
	いの場等の通所型による日常生活上の支援を提供する。				
	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
七 抽		・サービスの主体となる団体の活動状況の把握や育成			
指標	(事業進捗目標)	・制度設計(サービス内容や料金など)		介護予防・生活支援サービ	
		・関係団体への情報提供や市民への周知		スの事業開始	

★介護予防	・生活支援サ	ービス事業(生活す	を援サービス)	【介護保険課】	
	要支援者等の)多様な生活支援の二	ーズに対して、地域に	おける自立した日常	
事業内容	生活の支援のた	め、要支援者等に対	し、栄養改善を目的と	した配食や一人暮ら	
争未约分	し高齢者等への見守り、訪問型サービス・通所型サービスの一体的な提供など				
	を行う。				
	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
上 指標		・民間サービスの	介護予防·生活支援サービ		
指標	(事業進捗目標)	・既存事業の活用検討			
		・市民等への周知		スの事業開始	

★介護予防・生活支援サービス事業(介護予防支援事業(ケアマネジメント))						
				【介護保険課】		
要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、介護予防支援同様、要支						
 事業内容	者等に対するア	でセスメントを行いケ	アプランの作成によっ	て、心身の状況等に		
事未内谷 	応じて、総合事	翼によるサービス等:	が適切に提供できるよ	うケアマネジメント		
	を行う。					
	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
指標	(事業保証日標)	・事業実施体制の検討		介護予防·生活支援サービ		
	(事業進捗目標) 	・関係団体への情報提供		スの事業開始		

2. 介護サービスの質の確保

介護支援	爰専門員(ケアマネジャ	'一) · 介	護サービス	ス従事者研	修会【介語	隻保険課】	
	①新人ケアマネジャー研	修の開催					
	実務経験の浅いケアマ	゚ネジャー	に対して、	久留米市の	介護保険の場	犬況や介護	
	予防の考え方及び実務に	関する研	修を行うこ	とにより、i	市民への良質	質なケアプ	
	ランの提供に資する。						
事業内容	②集団指導及び新規指定	オリエン	テーションの	の実施			
争未内谷	年1回市内の全事業所に対して行う集団指導及び毎月新規指定事業所に対し						
	て実施する新規指定オリエンテーションにおいて、基準や報酬以外にも、計画						
	に沿ったサービスの提供(介護サービスの質の向上)や高齢者虐待・身体拘束						
	廃止等の人権擁護に関する内容について説明や情報提供を行い、管理者やサー						
	ビス提供の責任者に意識の徹底を図る。						
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指 標	研修会等参加者数	人	509	584	584	584	

介護相談	目談員による施設等入所者支援				【介護	保険課】
事業内容	市内の介護保険施設を介護相談員が2人1組で訪問し、利用者や家族の介護 に関する相談に応じ、助言や施設側との意見交換等により、サービスの質向上 に努める。					
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
指標	派遣対象事業所数	事業所	58	75	75	75

実地指導等による質の確保

【介護保険課】

事業内容

実地指導の実施により、介護サービス事業の適正運営やリスクマネジメントの考え方、個人情報の取扱等のコンプライアンス(法令遵守)についての意識 啓発を促す。また、監査事案が発覚した際には、速やかに監査を実施し、悪質な事例には処分を行うことにより、介護サービスの質の確保に努める。

介護人材の安定確保支援事業

【介護保険課】

事業内容

介護人材の確保対策は国においても喫緊の課題とされており、新たな財政支援制度の対象事業として位置付けられている。このような国の事業を活用しながら、介護人材の安定確保の支援に取り組む。

介護人材の育成・定着支援事業

【介護保険課】

事業内容

介護人材の育成と定着率向上を図るため、キャリアに応じた職員研修や情報交換会等への支援を行う。

3. 給付の適正化への取り組み

ケ	アプラ	ンのチェック				【介護	保険課】	
		サービス利用者一人ひ	とりの心	身状況•家	庭状況に応	じた適正なな	アアプラン	
事業	内容	作成のため、ケアプランチェックを通して、介護支援専門員等が自立支援や介						
		護保険制度への理解を深	いるよう	指導するこ	とにより、総	合付の適正化	を目指す。	
		指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指	標	ケアプランチェック	事業所	24	24	24	24	
		対象事業所数	サ未が	24	24	24	24	

介護レセ	ヹ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚トのチェック				【介護	保険課】			
	国民健康保険団体連合	合会の審査	支払等のシ	ステムによ	り給付の整領	合性につい			
 事業内容	て確認するために情報提	て確認するために情報提供がなされたものについて、事業所への確認を行い、							
事業内谷 	算定誤りが確認された場	場合は、過	誤処理を行	うことによ	り、給付の流	適正化を図			
	る。								
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
指標	介護レセプトの		0	1.0	1.0	12			
	チェック	回	2	12	12	12			

住宅改修	及び福祉用具の点検				【介護	保険課】	
事業内容	住宅改修の実施又は福祉用具の利用に際し、受給者の実態確認や訪問点検 事業内容 を通じて、受給者の状態にそぐわない不適切・不要な住宅改修、福祉用具を 除するとともに、受給者の身体の状態に応じた住宅改修、福祉用具を推進する						
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
指標	住宅改修・福祉用具 の点検	件		48	48	48	

4. 適正な要介護認定の実施

関係機関	関との連携強化のための研	开修会等	等の実施		【介護	保険課】		
	要介護認定の資料である	要介護認定の資料である認定調査票及び主治医意見書について、関係機関						
	の情報交換等を行うことに	こより、	正確で迅速	な資料の作用	或を促し、道	適正な要介		
	護認定の実施を図る。							
	①認定調査員等合同研修							
 事業内容	介護認定に係る認定調査員や地域包括支援センター等の関係機関・関係者合							
争未的台 	同の研修を実施するとともに情報交換の場を設ける。							
	②主治医意見書作成に係る説明会							
	主治医意見書は、二次判定の重要な資料であることから、的確な意見書が作							
	成されるよう、その意義を含めて主治医からの情報の重要性について、関係団							
	体と連携して説明会を実施するなどして周知を図る。							
	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
指標	合同研修会参加者数	人	48	40	50	50		

正確な認	定調査(訪問調査)の実施	【介護保険課】
	認定調査(訪問調査)については、調査に従事する職	職員の研修及び事例検討
事業内容	会を引き続き実施し、より一層の調査の平準化を図る。	また、新規申請時の調
	査の充実に取り組む。	

介護認定	『審査会の円滑な運営 【介護保険課	
	認定審査会は、公平・公正性の確保が求められる機関であることから、審	査
事業内容	会委員の研修等を行い、委員間の審査判定基準の平準化を図り、適正かつ円	3滑
	な認定審査会の運営に努める。	

5. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

【主な施策(事業)】

介護保険制度の周知・啓発

【介護保険課】

事業内容

認定の仕組みやサービスの利用方法、保険料等の介護保険制度について、市民により分かりやすく伝わるよう、広報誌や各種パンフレットの内容や出前講座や認定調査等の機会の活用など、情報提供の方法や機会について随時検討を重ねていく。併せて、地域の高齢者と関わる機会の多い関係者(地域包括支援センターの職員やケアマネジャー、民生委員等)に対する研修や説明会を通じて、制度改正や介護保険事業の運営状況等に関する情報提供を行い、高齢者や家族に新しい情報が伝わるように努める。

特に情報不足になりがちなひとり暮らし高齢者等に対しては、介護支援専門員(ケアマネジャー)、地域包括支援センター、認定調査員等が連携し、心身の 状況に応じて必要な情報の提供に努める。

市民からの相談受付体制の拡充

【介護保険課】

事業内容

市の相談窓口や地域包括支援センターにおいて適切な相談・支援を行うほか、 同センターの相談機会・窓口の拡充を進めていく。

苦情対応体制の充実

ていく。

【介護保険課】

事業内容

保険者として、また、市民にもっとも身近な窓口として介護サービス利用者 等からの苦情に迅速・丁寧に対応する。

等からの苦情に迅速・丁寧に対応する。 さらに、寄せられた苦情等の内容を分析し、介護保険事業の充実に反映させ

6. 介護サービス事業所における防災対策への啓発・指導

本編記載のとおり

第9章 介護サービスの見込量と保険料

1. 介護サービス基盤の整備方針

(1) 施設・居住系サービス本編記載のとおり

(2) 居宅介護サービス

本編記載のとおり

(3)地域密着型サービス(施設・居住系を除く。)

本編記載のとおり

(参考) 市内の地域密着型サービス事業者指定状況(H27年1月1日現在)(休止含む。)

圏域	小学校区	小規模多機能型 居宅介護		定期巡回·随時対 応型訪問介護看護	複合型サービス	グループホーム	地域密着型特別 養護老人ホーム
Α	西国分·東国分	4	1			5	1
В	在島・日吉・篠山・南薫・長門石	6	1	1		3	
С	南·津福	2				2	1
D	京町・鳥飼・金丸	3	1	1	1	2	1
E	御井・合川	3				5	
F	上津·高良内·青峰	1	1		1	3	1
G	小森野・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島	6	3	2	1	7	3
Н	船越・水分・草刈・川会・竹野・水縄・田主丸	1				2	
I	城島・下田・青木・江上・浮島・犬塚・三潴・西牟田	4	4			12	1
J	荒木・安武・大善寺	6	1		1	4	2
K	山川・山本・草野・善導寺・大橋	3	1			2	2
	計	39	13	4	4	47	12

2. 介護保険サービス等の見込量の推計

第6期(平成27年度から29年度)事業計画期間の介護保険サービス量については、以下の手順によって施設・居住系サービスと在宅サービス等の見込量を推計します。

【ステップⅠ】被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

近年の実績を基に性・年齢別の人口、被保険者数を推計する。



近年の実績を基にして、要支援・要介護度別に将来の要介護認定者の出現率(高齢者数に対して要介護者の発生する割合。以後、「認定率」という)を設定し、被保険者数推計に乗じて、要介護認定者数を推計する。

【ステップⅡ】施設・居住系サービスの見込量の推計

近年の実績やサービスの供給動向を考慮して、計画期間内の施設・居住系サービスの利用者数を推計する。

【ステップⅢ】在宅サービス等(施設・居住系を除くサービス)の見込量の推計

【ステップⅠ】で推計した要支援・要介護認定者数から、【ステップⅡ】で推計した施設・居住系サービスの利用者数を差し引いて、在宅サービス対象者数を推計し、近年の実績から要支援・要介護認定者に占める在宅サービス利用率を見込んだものをを在宅サービス対象者数に乗じて、在宅サービス利用者数を推計する。



近年の実績から各サービス別の1月あたり利用回数(日数)を推計し、これに 12月を乗じて、在宅サービス等の見込量を推計する。

以降にお示しする推計値は、計画素案作成時点において推計したものであり、 利用実績の更新などにより、最終的な推計値を算出していくことになります。

(1)人口推計

第6期計画期間の人口推計をコーホート要因法により行いました。

第5期・第6期計画期間中の人口

(単位:人)

		第5	期事業計画期	期間	第6期事業計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口		305,470	305,933	306,240	306,089	305,938	305,787
40	0 歳以上 65 歳未満	101,853	101,159	100,152	99,880	99,608	99,336
		68,528	71,077	73,857	75,304	76,751	78,198
高齢者数	前期高齢者数 (65 歳以上 75 歳未満)	34,021	35,820	37,945	38,586	39,227	39,868
数	後期高齢者数 (75 歳以上)	34,507	35,257	35,912	36,718	37,524	38,330

[※]各年度 10 月 1 日時点 平成 26 年度までは実績、平成 27 年度以降は推計値

(2)被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

第5期・第6期計画期間中の被保険者数、要介護認定者数

(単位:人)

		第5	5期事業計画期	月間	第6	。 期事業計画期	明間
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第	1号被保険者数	68,246	71,167	73,481	75,304	76,751	78,198
認	定率	19.1	19.3	19.4	19.7	20.2	20.7
要	介護認定者数	13,054	13,752	14,225	14,847	15,486	16,165
	要支援1	1,576	1,662	1,635	1,715	1,797	1,881
	要支援2	1,785	1,906	2,075	2,190	2,306	2,424
	要介護1	2,740	2,960	3,115	3,330	3,553	3,784
	要介護2	2,387	2,528	2,698	2,823	2,952	3,093
	要介護3	1,802	1,856	1,902	1,939	1,977	2,015
	要介護4	1,405	1,451	1,453	1,488	1,524	1,568
	要介護5	1,359	1,389	1,347	1,362	1,377	1,400
第	2号被保険者数	382	378	326	324	321	319
認	定率	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
要	介護認定者数	13,436	14,130	14,551	15,171	15,807	16,484

[※]各年度 9 月末時点 平成 26 年度までは介護保険事業状況報告実績。ただし、第 2 号被保険者数のみは 各年度 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口実績。平成 27 年度以降は推計値

[※]端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

(3) 施設・居住系サービスの見込量の推計

施設・居住系サービス量については、施設整備方針を踏まえ、サービス種類ごとに利用量を推計します。

① 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

第 6 期計画期間中には、新たな整備を行わない(介護療養型医療施設は、制度上新たな整備が認められていない)という計画のもとに、第 5 期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)

第6期分として、新たに145床の整備を行うという計画のもとに、第5期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

③ 認知症対応型共同生活介護

第6期分として、新たに54床の整備を行うという計画のもとに、第5期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

④ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

第 6 期計画期間中には、新たな整備を行わないという計画のもとに、 第 5 期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

		第5	期事業計画期	期間	第6期事業計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施	設サービス	1,776	1,711	1,668	1,728	1,728	1,728
	介護老人福祉施設	781	772	742	742	742	742
	介護老人保健施設	699	670	665	725	725	725
	介護療養型医療施設	296	269	261	261	261	261
	域密着型(介護予防) ービス	928	1,036	1,078	1,086	1,212	1,281
	認知症対応型共同生 活介護	789	784	779	781	834	831
	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	139	252	299	305	378	450
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
居ス	- 宅(介護予防)サービ	406	396	389	388	389	389
	特定施設入居者生活 介護	406	396	389	388	389	389
	設・居住系サービス利 者数	3,110	3,143	3,135	3,202	3,329	3,398

(4) 在宅サービス等(施設・居住系を除くサービス) の見込量の推計

要支援·要介護認定者の見込み数から、(3)の施設·居住サービス利用者数(P59)を差し引いた人数を基に推計します。

在宅サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

		第5期	明事業計画	期間	第6其	6期事業計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
居	宅(介護予防)サービス							
	訪問介護	2, 764	2,868	2, 954	3,063	3, 156	2, 747	
	訪問入浴介護	97	95	95	98	99	103	
	訪問看護	544	568	630	701	774	860	
	訪問リハビリテーション	109	116	113	112	108	106	
	居宅療養管理指導	838	983	1, 171	1, 379	1,576	1,803	
	通所介護	3, 394	3, 703	3, 955	4, 266	4, 587	4, 108	
	通所リハビリテーション	1,816	1,879	2, 025	2, 187	2, 349	2, 532	
	短期入所生活介護	542	557	591	628	660	701	
	短期入所療養介護 (老健)	58	70	71	73	74	75	
	短期入所療養介護(病院等)	12	10	7	7	7	8	
	福祉用具貸与	3, 038	3, 356	3, 641	3, 956	4, 261	4,625	
	特定福祉用具購入費	88	93	87	94	95	98	
	住宅改修費	92	100	94	99	99	102	
	介護予防支援・居宅介護支援	7, 122	7, 524	7,884	8, 311	8,716	8, 459	
地	域密着型(介護予防)サービス							
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	17	34	53	73	95	
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	
	認知症対応型通所介護	85	81	84	90	97	102	
	小規模多機能型居宅介護	504	529	595	670	749	841	
	複合型サービス	0	43	77	113	145	174	

[※]端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

在宅サービス等見込み量(1月あたり)の推計

	区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	訪問介護	介護	回数/月	32,220	32,690	33,562
	前间分 矆	予防	回数/月			
	訪問入浴介護	介護	回数/月	641	690	755
	则可入作并	予防	回数/月	0	0	0
	訪問看護	介護	回数/月	5,247	5,856	6,627
		予防	回数/月	1,113	1,629	2,272
	訪問リハビリテーション	介護	回数/月	1,418	1,455	1,514
	の何のグラン	予防	回数/月	157	171	199
	居宅療養管理指導	介護	人数/月	1,311	1,500	1,717
	后七烷食官 庄 佰等	予防	人数/月	68	76	85
居	通所介護	介護	回数/月	37,945	40,966	44,450
居宅サービス	地別 月 陵	予防	回数/月			
	通所リハビリテーション	介護	回数/月	14,565	15,245	16,043
ス	一世別リハビリノ * フョン	予防	回数/月			
	短期入所生活介護	介護	日数/月	7,153	7,638	8,231
	/业列入(// 上1日/I 咬	予防	日数/月	103	158	229
	短期入所療養介護	介護	日数/月	987	1,191	1,412
		予防	日数/月	6	8	11
	福祉用具貸与	介護	人数/月	3,202	3,401	3,652
	田恒用兴貞子	予防	人数/月	755	859	972
	特定福祉用具販売	介護	人数/月	64	62	62
	177.2.111111111111111111111111111111111	予防	人数/月	30	33	36
	住宅改修	介護	人数/月	63	63	67
	正七90 9	予防	人数/月	36	36	35
	定期巡回·随時対応型訪問介護·看護	介護	人数/月	53	73	95
地域	夜間対応型訪問介護	介護	人数/月	0	0	0
地域密着型サー	認知症対応型通所介護	介護	回数/月	1,354	1,520	1,694
型サ	即以外近為地生地別月暖	予防	回数/月	35	64	69
/ ビス	小規模多機能型居宅介護	介護	人数/月	600	675	764
え	/ J. / / / / / / / / / / / / / / / / / /	予防	人数/月	70	74	77
	複合型サービス	介護	人数/月	113	145	174
足点	· 介誰古經	介護	人数/月	5,743	6,007	6,334
居宅介護支援		予防	人数/月	2,568	2,708	2,126

(5)介護給付等

(3)、(4)の見込量に、実績を考慮したサービス単価を乗じて総給付費を算出します。その額に、特定入所者サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、標準給付見込額を算出します。

また、地域支援事業におけるそれぞれの施策の指標等を参考に、要する費用の見込額を算出します。

標準給付見込額

介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。

地域支援事業費見込額

介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。

3. 第6期計画における第1号被保険者保険料

(1)介護保険料の算出方法

第6期事業運営期間における第1号被保険者の保険料基準額の算出手順は、 次のとおりです。

① 第1号被保険者負担分相当額の算出

2の(5)で算出した標準給付費見込額(A)と地域支援事業にかかる費用の見込額(B)の合計額に、第1号被保険者負担割合22%^{※1)}を乗じた金額が、第1号被保険者の負担分相当額(D)となります。

※1) 第5期事業運営期間における第1号被保険者負担割合は 21%でしたが、高齢者人口の増加に伴って、 第6期事業運営期間における第1号被保険者負担割合は 22%とされました。

【参考】標準給付費・地域支援事業費(介護予防事業・包括的支援事業・任意事業)の財源構成

介護給付・予防給付・介護予防事業

包括的支援事業·任意事業





※介護給付・予防給付費の施設等分については、国:20%、県:17.5%となる。

② 所得段階別加入割合補正後被保険者数の設定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階によって基準額に対する負担割合が異なるため、所得段階ごとの被保険者の見込み数に保険料基準額に対する負担割合を乗じて所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)を算出します。この人数が保険料(基準額)を算定する際の対象人数となります。

③ 調整交付金見込額の算出

第1号被保険者負担割合(22%)と、全国平均の調整交付金^{*2)}交付割合(5%)の合計(27%)から、第1号被保険者負担割合に、後期高齢者加入割合補正係数^{*3)}と所得段階別加入割合補正係数^{*4)}を乗じて得た値を引いて調整交付金見込交付割合(H)を計算します。その割合を標準給付費見込額(A)に乗じて、調整交付金見込額(I)を算出します。

- ※2)調整交付金:介護保険の財源のうち、利用者負担を除いた全市町村の給付費の5%を国が交付するもので、介護保険に関する財政力格差により、この割合より多い自治体や少ない自治体があります。
- ※3)後期高齢者加入割合補正係数:後期高齢者数の全国平均値との乖離を補正する係数です。
- ※4)所得段階別加入割合補正係数:所得段階別の高齢者数の全国平均値との乖離を補正するための係数です。

④ 保険料収納必要額

第 1 号被保険者負担分相当額(D)と調整交付金相当額(E)の合計から調整交付金 見込額(I)、介護給付費準備基金取崩額(L)を差し引き、財政安定化基金拠出金見 込額(J)、財政安定化基金償還金(K)を加えて、保険料収納必要額(M)を算出 します。

⑤ 保険料基準

保険料収納必要額(M)を予定保険料収納率(N)で割戻し、この額を所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)で割り、保険料基準額を算出します。

(2) 所得段階設定の考え方

第 6 期の介護保険料は、全国的に大幅な上昇が見込まれており、また、それぞれの負担能力に応じた保険料段階を設定するとの考えから、国における標準の段階設定が 6 段階から 9 段階に見直されました。

本市においては、このような国の考え方を踏まえつつ、従来の保険料段階を参考に、所得段階の多段階化及び保険料段階設定の見直しを行います。

(3)介護給付費準備基金の取り崩しについて

第 5 期計画期間までに生じている保険料剰余金については、介護給付費準備基金に積み立てており、最低限必要と見込まれる額を除き、介護保険事業特別会計に繰り入れ、第 6 期保険料を軽減するために活用します。

(4) 保険料基準額

(2)、(3)に示す考え方に基づき、(1)の算出方法により算出された第6期計画における第1号被保険者保険料基準額(月額)は、5,800円程度を見込んでいます。

保険料基準額の算出

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1	号被保険者数	75,304 人	76,751 人	78,198 人	230,253 人
Ì	前期(65∼74歳)	38,586 人	39,227 人	39,868 人	117,681 人
ŕ	後期(75 歳以上)	36,718 人	37,524 人	38,330 人	112,572 人
戸	听得段階別被保険者数				
	第1段階	14,816 人	15,101 人	15,386 人	45,303 人
	第2段階	5,893 人	6,006 人	6,120 人	18,019 人
	第3段階	5,788 人	5,899 人	6,010 人	17,697 人
	第4段階	11,616 人	11,839 人	12,062 人	35,517 人
	第5段階	11,153 人	11,368 人	11,582 人	34,103 人
	第6段階	9,697 人	9,883 人	10,070 人	29,650 人
	第7段階	8,249 人	8,407 人	8,566 人	25,222 人
	第8段階	4,233 人	4,314 人	4,395 人	12,942 人
	第9段階	1,327 人	1,353 人	1,378 人	4,058 人
	第 10 段階	653 人	666 人	678 人	1,997 人
	第11段階	395 人	403 人	410 人	1,208 人
	第 12 段階	266 人	271 人	276 人	813 人
	第 13 段階	206 人	210 人	214 人	630 人
	第 14 段階	1,012 人	1,031 人	1,051 人	3,094 人
	所得段階別加入割合による 甫正後被保険者数(C)	71,839 人	73,220 人	74,599 人	219,659 人

標準給付費+地域支援事業費見込額

(A)+(B)

第1号被保険者負担分相当額 (D)=((A)+(B))×22%

調整交付金相当額(E)=(A)×5%

調整交付金見込交付割合(H) = $(22\%+5\%)-(22\%\times(F)\times(G))$

後期高齢者加入割合補正係数(F)

所得段階別加入割合補正係数(G)

調整交付金見込額(I)=(A)×(H)

介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。

財政安定化基金拠出金見込額(J)

財政安定化基金拠出率

財政安定化基金償還金(K)

準備基金取崩額(L)

保険料収納必要額(M)

=(D)+(E)-(I)+(J)+(K)-(L)

予定保険料収納率(N)

保険料の基準額(年額) (O)=(M)÷(N)÷(C)

保険料の基準額(月額) (P) = (O)÷12

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

第6期計画における第1号被保険者保険料所得段階(案)

第6期計画期間(案)					
所得段階	対象者				
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50		
舟1 权陷		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50		
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65		
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75		
第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88		
第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額		
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13		
第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25		
第8段階	市民	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50		
第9段階	税世帯	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60		
第10段階	市課税	市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70		
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85		
第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の人	×2.00		
第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の人	×2.15		
第14段階		市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の人	×2.30		

[※]市民税世帯非課税の方には、法律の規定に基づく公費による軽減が図られる予定です。

(参考) 第5期計画期間の介護保険料所得段階区分

第5期計画期間					
所得段階	対象者				
第1段階	市民	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50		
第2段階	民税世帯非課	税世	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50	
第3段階の 特例割合		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65		
第3段階	税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75		
第4段階の 特例割合		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88		
第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額		
第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13		
第6段階	市民	市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25		
第7段階	税世帯	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50		
第8段階	課税	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60		
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70		
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85		
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上の人	×2.00		

4. 低所得者への配慮

久留米市では、低所得の被保険者に対して、介護保険料の軽減や減免、介護保険サービスの利用者負担の軽減及び助成に取り組むともに、制度の周知を図り、利用者の拡充に努めます。

(1) 第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化

法律の規定に基づき、給付費の5割とは別枠で公費(国 50%、県 25%、市 25%)を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を行います。

保険料段階	負担割合	軽減後の 負担割合	軽減後の保険料額		
			年額	月額換算	
第1段階	×0. 5				
第2段階	×0. 75				
第3段階	×0. 75				

[※]第6期計画期間中に段階的に実施予定

(2) 保険料の減免制度

久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の人を 対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めます。

(3)介護保険サービス利用者負担の軽減

①介護老人福祉施設旧措置入所者の利用料及び居住費・食費の負担減額介護

保険制度施行前から介護老人福祉施設に入所している旧措置入所者の 人に対し、当時の利用者負担額を上回らないように、利用者負担額(1 割分)や食費・居住費を減額します。減額の割合は、当時の負担額を考 慮し、個別に設定されます。

②社会福祉法人等による利用者負担の軽減

生活が困窮している低所得の人で社会福祉法人が提供する介護保険サービスを受けている人は、利用者負担額(1割分)や食費・居住費を社会福祉法人が軽減し、その一部を公費で補います。対象者は、申請に基づき市で決定します。軽減の程度は、利用者負担の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)です。

③訪問介護利用者負担額減額

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっている人であって、次のいずれかに該当する場合は、介護保険の訪問介護を利用する際の利用者負担が減額されます。なお、減額後の利用者負担割合は 0%です。

・65 歳到達以前のおおむね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。)を利用していた人で、65 歳に到達したことで介護保険の対象となった人。

・特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護または要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの人。

(4) 介護保険サービス利用者負担に対する助成

在宅で介護保険サービスを利用する低所得者で特に生計が困難である人 ※1) に対し、その利用者負担額の一部を助成します。

助成額は、助成対象となるサービス費用に 100 分の 5 を乗じた額を控除して得た額となります。久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の人を対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めています。

※1)低所得者で特に生計が困難である人とは、要支援・要介護認定を受けている人のうち、久留米市介 護保険料減免取扱要綱に基づく減免措置を受けている人をいいます。